

令和4年3月第4回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和4年3月11日(金)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	大石 教政	3番	上地 信男
4番	河邑 一雄	5番	吉川 裕三	6番	北村 太助
7番	中山 百合	8番	上田 亜矢子	9番	永野 栄一
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 川村 勝彦 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 田岡 明
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1. 一般質問

5番 吉川 裕三

- ① 町長の政治姿勢について問う
- ② 本町のアウトドアの里づくり構想の実現に向けた方策について問う
- ③ 人権教育のあり方について問う

2番 大石 教政

- ① 施政方針について

- ② 地域資源の活用について
- ③ コロナ対応について
- ④ 平和への取り組みは
- ⑤ 地域課題について

8番 上田亜矢子

- ① 森林環境譲与税について
- ② コンビニ収納について
- ③ HPVワクチンについて

9番 永野 栄一

- ① 本山町の課題について
- ② 本山町ジオパーク構想について
- ③ 本山町の特産品の奨励と農業振興について
- ④ 大原富枝文学館と図書室の整備について

10番 岩本 誠生

- ① 町長の政治姿勢と今後の取り組みについて
- ② 教育関係について
- ③ 防災・減災対策について
- ④ 産業振興観光対策について

~~~~~

開会 9:00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

議事日程に入ります。

~~~~~

日程第1. 一般質問

○議長（岩本誠生君）それでは、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告のありました順番に発言を許します。

5番、吉川裕三君の一般質問を許します。

5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、5番、吉川裕三、一般質問を行います。

2011年平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震による東北地方を中心に12都道府県で、1万8,425名の死者、行方不明者が発生した東日本大震災から11年の年月が経過しました。犠牲になられました方々、また、いまだに復興住宅にお住まいの方に、謹んで哀悼の意を表します。

私も、思い起こせば、この11年前、ちょうど金曜日だったと思いますが、翌週水曜日に防災訓練をするということで、2時40分くらいから総務本部長と打合せをしていたところ、この地震になりまして、ああ、これは来週水曜日の防災訓練はなくなったなということで、そして、私、海浜幕張のビルの13階にいましたが、ちょうど14階に図書室がありましたが、図書棚が全て崩れておりまして、非常階段等も壁面が崩れるような状態で、海浜幕張一帯は液状化現象があったことを覚えております。

それでは、通告書に沿って質問をします。

選挙公約と施政方針についてお伺いいたします。

まず、市街地の活性化についてお伺いします。

これは既に、昨日同僚議員が質問をしておりますので、視点を変えて質問します。

町長は、法定ビラの中で、魅力のあるまちという項目の中で、空き店舗を活用したチャレンジショップの開設ということを掲げていました。また、こみやさんを例に挙げまして、駄菓子屋の復活ということもおっしゃってございましたが、現在市街地活性化について、どのような構想をお持ちであるのかをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）おはようございます。

初めに、今日3月11日は、今5番、吉川議員も話をされましたが、東日本大震災から11年目に当たります。亡くなられた方、行方不明の方、関連で亡くなられた方を含めまして、2万2,000人を超える犠牲者になりました。いまだに福島県を中心に3万8,000人余りの方が避難生活を余儀なくされております。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、朝、行ってきますと言って家を出て、いまだに行方不明になられている2,523名の方、一日も早く家族、関係者のもとに帰ってこられることを願わずにはられません。

復興事業も、ハード事業はほぼ完了してきましたが、心の復興はまだまだのように私は感じます。復興事業に携わった者として、これからも心を寄せていきたいというふうに思っています。

それでは、まず、町長の政治姿勢についてということで、選挙公約の市街地活性化、空き店舗を活用したチャレンジショップなどの取組についてということでお答えいたします。

市街地の活性化については、以前からの課題でございまして、これをどうするのかとい

うところがございました。私はアウトヴィレッジ本山に年間6万人を超えるお客さんがおいでしているという話もお聞きしまして、その皆さんの流れが町なかまで入ってきていないのではないかとこのようにも感じました。なかなか商店街という復活までにはならないかと思いますが、この町なかを生活空間の中に空き店舗を活用したチャレンジショップやミニ直売所やミニカフェとかいったものがないかなと、そういうことで、交流人口で本山町へおいでいただいている方の足が、町なかに向くように進めていけないかなというふうに考えたところでございます。

そういうこともありまして、今後、商工会の皆様や女性部の皆様、青年部の皆様や商店街の市街地の皆さんとも話をしていきまして、町なかにも空き店舗を活用したチャレンジショップやミニカフェとか、ミニ直売所とか、そういったものがないかなと。役場がしましよといっても、なかなか難しいところがありますので、皆さんにご相談をして、皆さんの中からやってみようかという機運が高まることにつなげていって、そういう取組につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）中心市街地を活用しました居場所づくり、第三の居場所、サードプレイス、そういうふうな場所は非常に有効であると考えます。

チャレンジショップの開設やミニ直売所を活用した市街地のにぎわいづくり構想について、再度お伺いします。

かつて昭和の時代は、この中心商店街に複数の居酒屋さん、また、仕出屋さんも複数ございました。あと豆腐屋さんも、たしか2軒あったように記憶しております、今居酒屋さん以外はなく、非常に廃れていっているような傾向にございます。そうした中、チャレンジショップを入口として、本格的にその後起業されるということになれば、非常に町の活性化につながると考えます。

まず、チャレンジショップを始めるための物件の確保ということが大切になってきますが、物件の確保についてはどのようなお考えをお持ちであるのかをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

まだ具体的に物件確保ができていないわけではございません。加えまして、チャレンジショップは、いろいろな方にご意見を伺うと、人通りの多いところでないといけないのではないかとこの話もお伺いしましたけれども、私は町なかには人の流れをつくりたいということでチャレンジショップを考えておりますし、それから、そういった国道沿いの店舗についても含めて考えていきたいというふうに思っております。

今のところ、ここという店舗を確保したわけではございません。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）確かに人通りの多いところ、町長が言われましたように、バイパス

沿いもよろしいかと思いますが、やはり中心市街地を空洞化させないためにどうするかと。また、今後物件等考えるに当たりまして、さくらバスの運行ルート、バス停等を中心そこから、少なくともさくらバスは毎日市街地は運行しておりますので、バス停を中心としたにぎわいづくりという視点も大切だと思います。

その点についていかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ありがとうございます。非常に大事なことだと思います。

さくらバスの運行コースを使って、なかなか便のない方がチャレンジショップやミニカフェに参加していただけると。これは町内周囲でもそうですけれども、各地区でミニデーとかやられていますけれども、それも同じような考え方だろうと思います。非常に大事な視点だというふうに考えます。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）それともう1点、本年11月に役場新庁舎が完成し、その後の役場機能の移転も踏まえた市街地の活性化を検討する必要があると思います。

ここで伺います。

役場機能が新庁舎に移転した後の市街地をどう再建するかということについて、お考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

それも非常に大事な課題だというふうに捉えております。確かにここから庁舎が動きますと、人の流れが一気に変わりますので、まだ跡地についての検討は、例えば委員会とか、そういうもので論議をされた経過もございませんので、これは非常に重要ですので、検討を加えてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）役場庁舎の移転後、その他、市街地の活性化については非常に重要な課題だと思いますので、着実に進めていただくようお願いいたします。

次に、本町の私債権管理についてお伺いいたします。

この質問は、昨年12月定例会でも質問させていただいておりますので、簡潔にお伺いいたします。

昨年3月定例会において、私債権管理条例が制定されました。住宅使用料、住宅新築資金貸付金等、多くの私債権が適切な処理が行われずに放置されている状態であります。条例に基づき、適切な処理を行うべきだと考えますが、その点いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

住宅新築資金等貸付金事務調査特別委員会等のご指摘も受けまして、令和3年4月1日

施行の本山町私債権の管理に関する条例が制定されております。その規定に基づいて手続を進めていくということになろうかと思えます。

○議長（岩本誠生君） 5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君） 昨年3月に私債権管理条例ができて、1年がたちます。次の6月定例会で、この私債権を精査しても収納不能なもの、例えば住宅新築資金につきましては、時効が既に引用されたもの、また、抵当権を設定しておりまして、本町が抵当権を行使し、なおかつ高知県の補助を受け入れたもの等々、整理をしなければならないものがあるかと思えますが、それを例えば6月定例会に提出して、もう不納欠損処理を行うというふうな考えについて、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） ご指摘を受けました件につきまして、6月定例会にその処理が間に合うかどうかというところはございますけれども、貸付金の問題や家賃や、私債権でいえば水道料もございますので、精査いたしまして、しかるべき処理をしていきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君） ありがとうございます。

通告書にありましたれいほく地域振興株式会社につきましては、昨日、同僚議員が質問されておりますので、割愛させていただきます。

本町の財政運営についてお伺いいたします。今後財政状況が厳しくなり、赤字財政になることも想定されますが、財政運営についていかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

ご指摘のとおり、本町では、ここ数年の間に大規模投資の事業が続きまして、今後大変厳しい財政状況が見込まれております。昨日も話をしたところでございますけれども、また、自主財源に乏しい本町でございます、地方交付税に依存する率が非常に高いということで、その確保など、国の財政計画に大きく左右されてまいります。そのことから、コロナ禍での国の財政指数が今後どのように地方財政計画に影響してくるのかということも大変気になるところでございます。現状では、中長期の財政見通し、私もこれを見させていただきました。令和10年度をピークに公債費が増加してまいります。この状況下ではございますけれども、事業を精査し、優先順位も考慮して、必要な事業については各種の基金の活用も図りながら、健全な財政運営に取り組んでまいりたいというふうに思います。

それと併せまして、財政状況が厳しいときだからこそ、町民の皆様や議会の皆様と一緒に、町長以下職員一同、知恵と力を結集して、まちづくりに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君） 5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）第一に、住民サービスを低下させずに財政運営を図っていくことが肝腎だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、嶺北中央病院の一部賃金未払問題についてお伺いいたします。

この一部賃金未払問題は、基本法であるところの民法でいうところの不法行為によって発生したものだと考えられます。

なお、12月定例会においては、不法行為という意味を正しく捉えてなく、全く意味をなさない概念的な答弁がなされました。12月議会の答弁を引用しますと、「不法とは、重大な瑕疵や行為等によって著しく恩恵を受けるべきものの権限を損ねたということ、犯罪的な行為まで含むおそれがあり、私のほうの段階では、不法とまでは言えない」という答弁をいただきました。

この答弁は、本山町としての正式な答弁と考えてよいのか、本山町における不法行為とは、この答弁の認識でよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

法解釈の問題でございますけれども、不法行為は、私の考えでは、故意の場合もあるでしょうし、過失も大小ありますが、故意や過失によって生じるものというふうには認識をしております。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）そのとおりでございます。改めて不法行為とは、民法第709条に規定された条文であり、故意または過失によって、他人の権利または法律上保護された利益を侵害したものは、これによって生じた損害を賠償する責任を負うとあります。

嶺北中央病院の一部賃金未払いは、故意または過失によって、他人の権利または法律上保護された利益を侵害されたものではないかと考えられますが、その点の見解をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

国家賠償法第5条の解釈にもつながりますが、国または公共団体の損害賠償の責任については、民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによると規定されていまして、私もその賠償請求の問題と賃金の未払いの請求問題について、少し異なるものではないかというふうに思いました。

私も法の専門家では当然ございませんので、再度その点を踏まえまして、弁護士に相談をしてまいっております。弁護士のほうからは、そもそも給料の未払いは、その時点で過失、不法行為に当たると。労働基準法の給与の請求権と国家賠償法の損害賠償の請求権は同じであり、労働基準法の給与の請求権は、損害賠償の請求に当たるというふうに説明を受けたところでございます。

民法は一般法であり、労働基準法は特別法になりまして、議員ご承知のとおり、特別法

が優先されることとなります。そういう見解でございまして、2年を超える支出は明らかに違法になり、支出担当者の責任も問われることになるという判断でございました。今までの判断を変更するまでには至っておりません。何か解決できる糸口がないかということにつきましては、今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）国家賠償法の話が出ましたけれども、ちょっと立ち戻って、まず、本山町一般職の職員の給与に関する条例の第5条、任命権者は全ての職員の職を給料表に定める等級のいずれかに格付し、給料表により職員に給料を支給しなければならないとあります。この嶺北中央病院の一部賃金未払いの事案につきましては、定められた給料表に定める等級のいずれかに格付された給料が支払われてなかったのではないかと思います、その点お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）それに該当するというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）それであるならば、労働基準法による労働債権の請求権2年というのは、残業代とか、自分が意識するものについて2年の時効であって、給料表の等級表に正しく適用されていない状況を起こしたこと自体が不法行為である。だから、賃金の未払い、労働債権の請求権の2年ではなくて、これは不法行為としての一般債権として考えて、その結果が賃金であった。だから、一般債権としての時効を適用するべきではないかと思いますが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご指摘の件でございましてけれども、その解釈はまだ、私、先ほども申し上げましたけれども、給料の未払いは、その時点で過失、不法行為に当たるということとございまして、労働基準法の給与の請求権と、繰り返しになって恐縮ですが、国家賠償法の損害賠償の請求権は同一のものであると。労働基準法の給与の請求権は、損害賠償の請求に当たるんだということとございまして。それで、いわゆる一般法より特別法が優先されるということで、労働基準法を適用するという解釈でございまして。

繰り返しになりますが、なかなかその判断を変えるまでには至っておりません。何らかの糸口がないか、先ほどの繰り返しで恐縮でございまして、糸口がないのかなということについては、今後とも検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）確かに国家賠償法の第5条には、国または公共団体の損害賠償の責任について、民法以外の法律に別段の定めがあるとき、その定めによることとあります。ただ、一つ注意しなければならないのは、この第5条の前に、第4条という条文があります。そこには、国または公共団体の損害賠償の責任については、前第3条の規定によるほか、民法の規定によると、第4条にあります。ここで、この法律をつくった立法

者は、なぜわざわざここで民法の規定を適用すると入れたかということについて考えなければならぬと思います。

まず、この第5条を読み解きますと、損害賠償の責任について民法以外のほかの法律の別段の定めです。損害賠償の責任ということについて述べております。これは、国または公共団体の賠償責任を軽減、または過重する特別の定めがある場合には、その特別法を本法及び民法に優先して適用するとしたものであって、賠償の責任機関ではなくて、それを重くする、軽くするということについては、労働基準法は適用にならないのではないかと。

では、ここで言う民法以外の法律とは何かということにつきましては、国、公共団体の賠償額を限定したりする法律、これは一般の通説によれば、郵便法、電信法、鉄道営業法、刑事補償法であるとされております。つまり国家賠償法第5条は、国または公共団体の損害賠償の責任について、民法以外のほかの法律の別段の定め、この中には労働基準法は適用しないのではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 解釈論でございますので、私も法律の専門家ではございませんので、なかなかその解釈を、いわゆる判断を変更することについては、先ほどの繰り返しのようになって恐縮ですけれども、いろいろなそういったご指摘も糸口になるのかどうかも含めまして、検討はしていきたいというふうに思いますが、今のところは、法の解釈で判断を変えるというところまでには至っていないというのが現在の状況でございます。

○議長（岩本誠生君） 5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君） 法律の解釈ではそうでありましたということで、例えば、大阪府の柏原市には、職員の給与の訂正事務に関する要綱というのを制定しておりまして、今回のような事案に対応できるようにしてございます。このように条例もしくは要綱を制定して、遡って救済するという策については考えられないか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

すみません、柏原市の条例、要綱、承知をしておりますが、上位法に反する条例、要綱は少し問題があるということがございますので、それは慎重に判断をしなければならぬというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君） 国家賠償法というのは、たった6条しかない法律でございます。それに対して、「国家賠償法コンメンタール」という西埜先生が書いた本については、たった6条の法律の解説本が1,600ページあるということで、これが日本における一番詳しい本ではないかと思うんですが、それをよく読んで研究して、何とか法律上、救済できることがないのかということの検討をお願いしたいと思います。

次に、昨年9月にカーボンニュートラル宣言を本町は行いましたが、今後の具体的な取組と、その工程についてお伺いいたします。

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、つまり二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から森林、植林、森林管理による吸収量を差し引いてゼロにすることを意味しておりますが、現在スタート時点に立つ本山町におきまして、温室ガスの排出量はどれだけの量で、それを何年をかけてゼロにするのか、その工程についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）5番、吉川議員の昨年カーボンニュートラルの宣言を行ったが、具体的な取組と現在の二酸化炭素の量と今後どのようにしていくかということの答弁をさせていただきます。

昨年9月に宣言を行っておりますが、国、地方脱炭素協議会などで示された地域脱酸素ロードマップに基づいたもので、宣言を行っております。

一つ目としては、低炭素・循環型社会の構築、二つ目が再生可能エネルギーの導入と利用促進、そして三つ目、森林等の吸収源の対策として宣言しております。

先ほど言った三つが柱となりますが、具体的な取組については、順不同になりますが、再生可能エネルギーにつきましては、県が既存の吉野川にある水源、水力発電など、バイオマス発電の稼働、今後計画がある風力発電など地域資源の活用を、民間の事業者と連携を図りながら利用促進を考えております。

また、森林資源につきましては、関係するまちづくり推進課と連携を図りながら、活用を考える上で、二酸化炭素の吸収、固定化の見える化を進め、国の認証制度などの活用により、地域経済と環境の好循環を促進する仕組みについて研究を進めていきたいと思っております。

それと、特に低炭素・循環型社会に向けた取組を進めていく上で、職員や住民向けの研修会、勉強会の開催を行っていきたく思っております。

以上、4年度から挑戦していきたく思っておりますが、国・県の交付金の活用をすることも調査研究を行いながら、できることから一つずつ取組を具体化していきたく思っております。

以前、町の施設で二酸化炭素の排出量を調査した経過があります。その段階では、公共施設三つに対しての二酸化炭素排出量を減らすというような計画でありました。町全体の二酸化炭素の量はまだ具体的に調査していないので、これから国・県のアドバイザーなどの力を借りながら、排出量を算出し、2050年にゼロカーボンとなるような取組としていきたいと考えています。

具体的なところは、令和4年度、先ほど挙げた三つを取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）国・県の交付金を活用してということがございましたが、現在環境省は、ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業というのを整えてございます。

一つ目が自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握、いわゆる見える化支援、これが先ほど課長が言われました排出量を算出するというので、この事業を使えば交付金を使ってできると、二つ目に、ゼロカーボンシティの実現に向けたシナリオ等の検討支援ということで、これは計画書に対して環境省の整備事業が使えると、三つ目がゼロカーボンシティ実現に向けた地域の合意形成の支援というふうに、三つの支援策を環境省は設けておりますので、この支援策を活用しながら推進をしていただきたいと思います。

まず、環境省の自治体の気候変動対策や温室効果ガスの排出量等現状把握、いわゆる見える化支援事業を活用して、環境基本計画や温暖化対策基本計画の作成をしていかなければならないと考えますが、その点いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）議員の説明したとおりでして、本町における地域資源というものが、本山町らしい地域資源がある中で、国・県の事業を活用しながら、取組のまず準備として、そういうことを活用しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）よろしく申し上げます。

それでは、次の大項目に移ります。

本町のアウトドアの里づくり構想の実現に向けた方策についてお伺いします。

コロナ禍により、修学旅行を近場で行うという傾向から、アウトドアヴィレッジ本山へも県内、隣県からの修学旅行生を多く受入れ、特にラフティング体験等のアウトドア体験も行っていました。本町内の小学校、中学校生を対象に、課外活動等でアウトドア体験が行われているかについて、まずお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）おはようございます。

5番、吉川裕三議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

アウトドアの里づくり構想の実現に向けて、本町の小中学生にも体験を実施しているかどうかというところでございますが、現在教育旅行等で県内外から中学生、あるいは高校生が吉野川でのラフティングやカヌー体験など、本山町の自然を楽しむ受入れを進めているところでございますし、棚田ツアーとか、そういった実績が進んでいるところでございます。

お尋ねのありました本町の小中学生によるアウトドア体験につきましては、これまで話をしておりますが、十分な取組には至っておりません。本町の自然の中で体験の楽しさ、

自然の中で身を守ることを学ぶ大切さ、せっかくそういった体験ができる場がありますので、今後も地域で学び、楽しんでいただきたいというふうには考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）アウトドアのインストラクターを育成するという事は、一朝一夕にはいかないものと考えております。小学校、中学校でアウトドア体験を行うことにより、将来のインストラクター育成につながるかもしれません。少なくともアウトドア体験により、アウトドア人口の裾野は広がるものと考えます。その点いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 自席でお答えします。

インストラクターの育成につきましては、議員のおっしゃられたとおりです。小さい頃からアウトドアに触れていただくことによって、将来インストラクターの機会があれば、入ってきていただきやすいという環境づくりに結びつくものというふうに思っております。

川だけでなしに山の体験、森林や植物などを利用しました魅力あるプログラムがございますので、そういったプログラムを体験することで、地域の魅力にも触れていただくといった教育にもつながってまいりますので、学校、あるいはPTAも含めまして、実施について協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君） 5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）例えば、遠足で私たちの時代には鎌滝山へ登るとか、工石山に行くとかというふうな経験をさせていただいておりましたが、例えば白髪山に遠足に行くとか、また、吉延の棚田を見学に行くとか、いろいろな本町におけるアウトドア体験というのがプログラムとして考えられると思います。そういうふうなものを各小学校6年間、中学校3年間の1回ずつでも様々なプログラムで体験して、本町自身の魅力を再発見する、また、そういうふうな経験、こういうふうなことがあるんだということを、小学校、中学校で経験していただければ、その後、将来本町から出ていったら、うちの田舎はこういうことができるんだという田舎を誇りに思える、ふるさとを誇りに思える、澤田町長もおっしゃっていましたが、そういうふうなことにもつながるのではないかと思いますので、ぜひ小学校、中学校の野外学習、遠足等に、本町の魅力を再発見できるという取組をしていただきたいと思いますが、その点いかがかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 議員おっしゃっていただきましたふるさとを思う気持ちの醸成、非常に重要だというふうに思います。現在各学校では、総合学習の中で、地域の魅力を学習していくということで、棚田であるとか、森林であるとか、そういった学習を自らテーマを決めまして、どういった提案にしていくか、その中で学びながら役割分担して、非常にいい教育で取組を進めております。

そういったときに、こちらをもっとこういった体験がある、あるいはこういったことができるといったような内容も十分に学校のほうと連携をして進めていければ、今提案のありました魅力づくりにつながっていくのではないかとこのように考えております。

これまでの実績としましては、前高橋教育長のときに、白髪山のほうに小学生を引率というか、インストラクターとして説明をしたような実績もございますし、地域の魅力を地域の子どもたちに知らせていく、非常に重要なことだというふうに考えておりますので、繰り返しになりますが、総合学習等でそういったものがもっと深掘りができるように、こちら提案をしていきたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君） 5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君） ありがとうございます。

それでは、次の大項目に移ります。

本町の人権教育の現状についてお伺いします。

先日、3月8日は国際女性デーで、高知新聞紙上において、県内高校生の対談が掲載されておりました。男女共同参画社会の実現とか、ジェンダー平等、LGBTQ+と多様化、あるいはボーダレス化がますます進んでいる現状でございます。LGBTという言葉にQが加わったということをお最近気づきまして、Qとは何かということについて調べてみますと、クエスチョニング（Questioning）ということで、クエスチョニングは、性自認と性的傾向が決まっていないセクシュアリティとあります。自分が男性なのか、女性なのかを決めかねている、また、それ以外の性なのか、男性と女性の間なのか、こういう性自認が決まっていない状態の方をいうということです。

また、同じくQについて、クィア（Queer）、もともとは不思議な、風変わりな、奇妙ななどをあらわし、アングラなニュアンスを持つ言葉で、同性愛者への侮蔑語であったが、1990年代以降は、性的少数者やLGBT、どれにも当てはまらない性的なアウトサイダー全体を包括する用語として、肯定的な意味で使われているということでございます。

このような多様化した性について寛容な社会の実現が必要だと考えますが、その点いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） 5番、吉川裕三議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

人権教育についてでございますが、全ての人権が尊重され、相互に共存できる平和で心豊かな社会を実現するためには、私たち一人一人が人権尊重の意識を高め、自分や他者の人権を尊重していけるよう、学校、家庭、地域、職場など、あらゆる機会を通じて取組を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

議員おっしゃられました、近年、社会、経済、急速に変化するとともに、個人の生き方も多様化している中で、一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするためには、誰もが生涯にわたって学び続けられるような環境づくりに親しめる環

境を整備していくことが重要というふうに考えております。多様性を理解し、尊重し合い、共有できるような差別を許さないという姿勢で取り組んでいくことが求められているというふうに考えております。

議員おっしゃられましたように、高知新聞のほうでも掲載されておりましたが、高校生による意見交換の記事もございました。今後の取組につきましては、教育現場、社会教育の場で協議をしながら取り組んでいけばというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）高知新聞の記事にも、女らしくって何、男らしくって何ということで、私たちの時代におきましては、一方的に決めつけるようなことも、ボーダレス化が進んでいるということで、非常にそういったことについては寛容な社会の実現ということが大切であると思います。

また、一方におきまして、中国の新疆ウイグル自治区で行われているジェノサイドについても、人権教育の一環として、こういうことはあってはならないと教える機会を設けることが必要ではないかと考えます。

私たちの時代は、例えばアンネフランクの日記を読んで、アウシュビッツにおいてこういうふうなことが、現在新疆ウイグル自治区で同様なことが行われているんだというふうな学ぶ機会もございましたが、現在進行形で行われております中国の新疆ウイグル自治区のジェノサイド等についても、教育の機会を設けるべきだと考えますが、その点いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）議員おっしゃられましたような様々な人権問題がございます。先ほども言いました多様性を理解し、尊重し合う姿勢で取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

そういう人権教育につきましては、内容によりまして、児童生徒の発達段階に合わせて、選択して進めていくことも重要かというふうに考えておりますので、現場とも協議をしながら、いろいろな人権教育に取り組んでいきたいというふうには考えております。

答弁とします。

○議長（岩本誠生君） 5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）ありがとうございます。

また、先ほど朝冒頭で、澤田町長が言いましたが、朝、行ってきますと言って家を出たまま、そのまま家族、友人が姿を消していたらということについてお伺いいたします。

現在、我が国におきましては、北朝鮮により拉致されたとされる政府認定拉致被害者が17名、特定失踪者問題調査会が特定失踪者とした方が約470名おります。この北朝鮮による拉致問題は、日本海側、または九州等の問題で、高知県に住む私たちには余り関係ない問題と認識されている方が多いかもしれません。現在、高知県警のホームページに、

拉致の可能性を排除できない事案に係る方々というページがございます。ここで掲載している方々は、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明の方々ですという注釈があります。

例えば、現在その県警のホームページには4名の方が載っております。鎌倉司さん、失踪当時22歳、神奈川県川崎市中原区で生活されていた。これは高知県出身の方でございます。昭和59年8月頃、神奈川県の自宅に荷物を残したまま行方不明になっています。同じ月に、東京都墨田川河口で鎌倉さんが使用したバイクが発見されていますが、行方不明者の発見には至っていないと。

亀谷博昭さん、失踪当時23歳、大阪府寝屋川市にお住まいで、昭和61年1月11日、会社に行くといつて大阪府の自宅を出たまま、会社に出勤せず行方不明となっている。

永本憲子さん、この方は非常に横田めぐみさんと状況が似ておりますが、当時16歳で、高知県宿毛市にお住まいでございました。昭和56年5月10日、自宅近くの公民館バス停でバスを待っているところを叔父が目撃したのを最後に行方不明となっています。

別役佳子さん、失踪当時27歳、この方は京都府京都市にお住まいで、昭和44年2月頃、京都市内の居住先から行方不明となっています。

高知県警のホームページに載っていませんが、あともう一人、福留貴美子さん、この方はよど号ハイジャック犯の方の妻になっているということで、現在の香美市出身の方が行方不明になっていると。そういう方々がいらっしゃいます。

先日、特定失踪者問題調査会の村尾建児幹事長にお話をお伺いする機会を得ました。この失踪した方々については、偶然ではない共通することがあるということございまして、拉致の問題ということにつきまして、遠い過去のことにはしない、また、拉致に関心を持つということが、一人一人は微力であるけれども、無力でないということをまず考えなければならぬと思いますが、その点についていかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）通告にない部分ですから、なかなか答弁できにくいと思います。

5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）それと、この拉致の問題につきまして、文部科学省のホームページに、人権教育参考資料の中に、北朝鮮当局による拉致問題に関する参考資料というものが掲載されております。パンフレットとか、白書については、アニメ「めぐみ」、拉致問題啓発活動とか、映画「マンガ「家族愛」～拉致問題を絶対に忘れない～」と、その下にアニメ「めぐみ」を学校で活用する際の指導の参考となる資料ということで、兵庫県の教育委員会、香川県、愛媛県の教育委員会について、こういうふうな活用をしたらどうかというふうな人権教育への活動事例も掲載されております。この人権教育につきまして、文科省も非常にページを割いて力を入れております。

また、昨年10月に、拉致問題の啓発活動を推進する決議というのが、大阪府議会、大阪市議会でも可決されました。この決議は、拉致被害者横田めぐみさんを題材にしたドキュメンタリーアニメ「めぐみ」の上映や政府主催の北朝鮮人権侵害問題啓発週間、毎年12

月10日から16日の作文コンクールへの参加など、若年層向けの啓発活動推進に積極的に関与するとしたものです。

これを受けまして、大阪市教育委員会は、昨年11月22日、北朝鮮による拉致問題の啓発教育を推進することを決め、市立高校を含む各校に通知した。学校現場で人権問題としての理解促進を図るということです。

そこで、人権教育の一環として、北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」、あるいは映画「めぐみへの誓い」を教材として活用できないかについて、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）自席でお答えします。

拉致問題につきましては、国民の生命と安全に関わる重要な問題でありまして、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題であるというふうに考えているところでございます。

文部科学省にそういった資料があるということで提案をいただきまして、また確認もさせていただきたいというふうに思いますが、国のほうでも啓発に向けた資料ということで提案がされておるということで、確認もさせていただきたいと思っております。

学校では、それぞれの教科、カリキュラムによりまして、その時間の中でもやるようにしておりますし、学ぶ場づくりをしておりますので、学校現場とも協議をして進めていきたいというふうに考えておりますので、この場ではそういったお答えとしたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）平成18年に1本の法律が制定されております。拉致問題、その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律、その第3条に、地方公共団体の責務というのがございます。

条文を読みますと、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題、その他北朝鮮当局による人権問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとするということがございます。これを踏まえまして、本町として拉致問題を人権教育の一環として取り上げるということについてのお考えを、町長にお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えいたします。

国政の大きな重要な課題だというふうに思います。拉致問題については、もう全面的な解決に進んでほしいというふうに私は思っております。平成18年の法律について周知しておりませんでしたけれども、あらゆる機会、広報等について取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）5番、吉川裕三君。

○5番（吉川裕三君）本日、私が提言させていただいたことが実行されまして、人権教育を問い直す契機になれば幸いです。

最後に、北朝鮮向け短波放送にJ S Rしおかせという短波放送がございます。先日、村

尾さんにお会いしたときに見せていただいたのですが、飯塚繁雄さんが、妹である田口八重子さんに宛てたビデオ音源を拝見しました。また、横田滋さん、早紀江さんが娘のめぐみさんに宛てたビデオ音源も拝見しました。突然家族を拉致という手段で失った言いようもない悲しみを越えた家族への肉声、言葉にならないものを感じました。

また、横田滋さんは、このビデオを撮った後に入院され、その後亡くなったということをお伺いしまして、もともと横田滋さん、言葉数が少ない方でしたが、反応も余りなくて、弱ったなということを感じました。

この拉致された家族、また、北朝鮮に向けたJ S Rしおかせ短波放送でございますが、この放送が開始されて半年もたないうちに、北朝鮮からこの短波放送にかぶせるように妨害電波を現在も送り続けているということがございます。ということは、北朝鮮にはこのJ S Rしおかせの放送を自国の誰かに聞かせたくない人間が少なくともいるということが拝察されます。この拉致被害者の早期の帰国、そして、ジェンダー平等の社会の実現、また、現在ウクライナで起きている戦火がおさまることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、5番、吉川裕三君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 9：58

再開 10：10

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、大石教政君の一般質問を許します。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）議長のお許しを得ましたので、2番、大石教政、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、東日本大震災から11年、犠牲や被災に遭われた方々に哀悼の意を表します。また、日本においては台風や大雨等、水害、地震、また、コロナウイルス等、いろいろ被災とか犠牲された方々に哀悼の意を表します。

また、世界に目を向けますと、これほどコロナウイルス禍でみんなが大変な思いをしとる中で、ロシアによるウクライナ侵略戦争、やはりこういうことは許されてはいけないことではありますが、また、自国を守るということで、核兵器とか軍事力を高めた結果、かえって侵略を受けている国を助けに行けない、やっぱりこういう矛盾が起きたらいけない、大きい戦争になったらいかんからということで、侵略を受けている国を救援に行けない、こういうことはもってのほかということで、力に頼った国家づくりは非常に危険であり、暴走、独裁した場合には誰も止めようがないという現実があるので、人間一人一人弱いも

のですけれども、権力の魔力とかに取りつかれると非常に危険な状態が起こっておるとい
うことを申し述べておいて、一般質問に入りたいと思います。

大項目で施政方針について、地域資源の活用について、コロナ対応について、平和への
取組について、地域課題についてといたしておりますが、まず1番目、施政方針について
ですが、町長として就任されて3か月ということですが、3か月たったところ本町の課題
とか取組、また、町長が目指すやりたいこと等あると思いますが、町長はこの本山町、本
山丸の船長であり、明るく元気に健康には気をつけて、本山丸のかじ取りを取って町民の
人に寄り添った役場、町民の人、本山、嶺北、高知、日本、世界へ向けての発信だと思わ
れますが、まず今後の抱負というか、本町にとってもいろいろ課題等もあるかと思われま
すが、その内容を克服していくという町長のやりたいことというか、3か月たった今の考
え、気持ちを聞きしたいと思います。（「通告に従って……」「最初、前段の……」の声あ
り）。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えをいたします。

施政方針について、町長の3か月を経過して、本山町の、本山丸の船長、かじ取りとい
うことで、いろんな課題が山積しております。それをまず一つ一つ丁寧に課題に取り組ん
でまいりたいというふうに思っております。

それから、先ほど情報発信の話がございましたけれども、私のほうでもいろんな情報発
信をしてまいりたいと、それは職員一同、いろんな形での情報発信、本山町の取組につい
て発信をしていきたいというふうに思っております。

今、余談でございますけれども、何かネットの人気投票が今、やられていまして、本山
町が今、トップになっているというふうに聞きました。何か嬉しく感じました。これから
いろんなことに情報発信しながら、本山町の楽しいところも元気のあるところも、体験で
きるところも資源も情報発信をしていきたいし、課題につきましては、一つ一つ丁寧に解
決に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

昨日でしたか、初心を忘れないようにというふうにご指摘をいただいてございましたけ
れども、初心を忘れることなく取り組んでまいりたいというふうに、3か月ですので、初
心を忘れるというとなかなかどうなのかと思いますけれども、そういう気持ちを持って今後取
組んでいきたいと思いますので、議員の皆様にもご指導よろしくお願いをしたいと思いま
す。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）それでは、質問1の本山橋のスケジュールということで、令和4年
度に完全本供用ということですが、交差点のスケジュールがいつ頃、本供用の予定をして
おるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）2番、大石教政議員の一般質問について、町長の補足答弁をさ

せていただきます。

予定としておりますのは、令和4年度中の本供用であります、4月から電柱の移転、交差点の改良工事、信号機の設置等を進めまして、今の工事の平均的な工期を見てみますと、2月頃に完了し、2月末頃に検査等も受けて、2月末頃に本供用ができるのではないかとということでスケジュールを組んでおります。

以上です。（「2月言うた」「はい」「来年の2月」「そうです」「来年の2月かい」の声あり）

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）来年の2月頃に本供用ということですが、非常に工事量が残っておるんかとも思われますが、それと、交差点内というか交差点外れているんかも分かんないけれども、下の縫製工場のほうというか、本道の取付道路が非常に交差点に近いところから下りているよう、出入りするようですが、上、上ってきたりするときには、なかなかこの周りの状況も見えにくいと思われしますが、この出入りのところの安全対策はどのようにされておるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えします。

出入りの安全対策というの、ちょっとどういうものかが分かりませんが、今、ちょっと線形が曲がっていますので見えにくいと思いますが、今度真っすぐになるということで、質は今よりもよくなると思っています。

縫製工場のあるところから出入りする道路でありまして、一般の公共の車が、普通に走る車が出入りをしたりするのではなくて、限定されてきますので、特に信号をつけるとか、そういうことはまずもってないと思いますし、そういうことをしてしまうと、逆に混雑してしまっって危険になるというようなところでもありますので、今のところは、取付道のほうにはガードレールをつけていますけれども、出入りについての何かの分かるものとかいうものは検討はされておられません。

もし必要であればということで、何かつけるとか、印をするとかいうことができるようでありましたら、県警のほうと相談をして、できることはしたいとは考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり結構な上りで出てこんといかんみたいになるんで、やっぱり安全対策は当初からやっておいたほうが良いと思われしますが、それと、令和5年の2月に工事完了ということですが、その場合によく三世代とか色々通り初めとか、ちょっとこう橋の開通のお祝いみたいにするんですが、そういう日なんかもや決めて、やっぱり新しい橋ができたんで、そういうことは今、既に部分的にというか橋は通っているんですけども、開通記念日や何か、全面改良日みたいな中でやるべきではないかと思われしますが、予定とか決めておるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えいたします。

開通式の予定はあるのかと。すみません、現状で具体的にそこまで検討したことはございません。何らかの開通式を、本供用に向けての開通式をやるのかどうなのかということについては、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）地元の方や関係機関とか、いろいろ町民の方、みんなの協力があった橋なんであり、いい日を選んで1時間ぐらいとか、ちょっと時間区切って、保育園児とか小学生とかいろいろちょっと記念のセレモニーをすると、ええ橋ができたよ、よかった、また大事に使うていかないかんというふうに愛着もできてくるんで、やっぱりそれは取り組むべきだと思います。

もう一度、お伺いします。（「今のところ予定がない、検討するということやから。」「次へ、小項目の次へいってもらえますか」の声あり）

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）橋は検討するということで。

次、令和4年度予算の適正執行ということで、やはり毎年度毎年度、不用額も結構出てきておるんで、せっかくついている事業というか、いかに不用額出さんように適正執行に努めていくというのは、非常に大事なことだと思われま。本当、財源予算とかも厳しい中で獲得してある予算を、いかに大事に、適正に使っていくか、そういうこと本当、やっていくのが予算の確保には非常に力を入れて、予算確保して、それが適正に執行されないということは非常に予算取ってきていないということと同じようなことになるのではないかなと思われま。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）2番、大石議員のご質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、適正な執行には日常に努めていかなければなりません。予算を計上いたしておりましても、事業の途中でやむを得ずできない場合もございます。そのときには、そのときに適切な判断をして、速やかに予算を補正をして減額をする、そういったことをしていかなければならないと思います。

また、その予算執行に当たりましては、庁議で確認をしながら、今、年度末ですので、予算が適正な執行については周知をして、速やかに事業を進めていくという確認もしております。なお、これからも適正な予算執行に努めていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり予算等も貴重な税金でもありますので、これをいかに大事に使っていくかということは、本当、せんといけないと思ひます。

次、③として、災害復旧工事の見通しということで、平成30年度の災害等から、まだ

30年災から災害に大きいような災害とかは大分着手もできておると思われますが、丸々残っているところなんかも非常にあると思われます。

災害が査定も受けられておっても、なかなか復旧ができないとかなると、本当、地元の方、関係者の方もいつになったら直るんじゃないかと、厳しい中でいろいろ水路とか生活道とか、いろんな暮らしの中で、田畑とか山林とかいろいろ生活やっておられると思いますが、今後の見通しみたいなものはどのようなのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）大石教政議員の一般質問に対しまして、補足答弁をさせていただきます。

30年災から今の3年災までで、まだ未施工になっている場合、場所は15か所あります。ただし、そのうち7か所は3年災ですので、査定を受けてすぐということじゃなくて、査定を受けたばかりのところはまだ残っておりますので、実質30年災から2年災までですと、未施工になっているのは8か所であります。

この部分につきましては、引き続き入札の段取りをしておりますし、随意契約等で進められるところにつきましては、協議を行っております。ぎりぎりいっぱいまで災害復旧ができるように進めておるところでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）その30年災なんかはまだ残っているのか、よく災害3年ルールとかいうのは延長とかされているのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）30年災につきましては、本来なら3年ルールなんですが、全国的にあまりにも被害が大きくて、特別に1年延びて4年目までいっております。

本山町の30年災の店公募分につきましては5か所ありまして、そのうち1か所は、被災の状況はあったんですけども、別事業で道路等を復旧されているところがありまして、そこについては、もう災害事業ではやらないということっております。あと4か所については、入札と随契の予定で進めております。これも何とか30年災は済ませていきたいところでもあります。

あと、元年災につきましても今入札するのは3件あるということで、延びているところについては、ぎりぎりまで制度を使って進めるということで、いろいろと進めているところでもあります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり制度を使ってやらないと、町の一般財源だけでやるようになると、なかなか大変になってくると思うので。やはり30年災とかも、延長も期限が来そうな分から積極的に対応していくのが非常に大事だと思われます。やはりこれが間に合わ

なかったら、最悪そのままみたいなことになったらいけないので。

それとやはり、早期の復旧というのは非常に大事だと思います。なかなか、明るい町とか、いろんな町のスローガンを掲げていても、やはり災害も何年たっても、直してくれるのかみたいな、町民の人の諦めみたいなことになったらいけないので、やはり本山での活力ある元気のある町のためには、非常に復旧事業が大切だと思います。

町長としてどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）早期復旧のご指摘はそのとおりだというふうに思います。入札の不調が続きまして、なかなか着手ができていないというところがあるというふうに認識をしております。このまま請負にかけられなかったら廃工にもなってしまいますので、あらゆる手段で、できるところは何とか実施をしたいということで、今、担当課のほうで手続きを進めているところでございます。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）まあ早期復旧ということで。

続きまして4として、新庁舎建設の進捗を問うということですが、順調にいつていると思いますが、建設の進捗と併せ、災害時の対応としてどのような対策を図っているのか。例えば太陽光発電、今、よく電力会社なんか設置というか、町とかの費用とか要らないような感じでやっている事例も多くあるんですが、本町としてどのように捉えているのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えさせていただきます。

新庁舎建設の進捗についてであります。2月末現在ではありますけれども、進捗率は19.5%と、予定どおりに進んでおります。この工事につきましては、以前もご案内させていただきましたが、町のホームページのほうにリンクを貼り付けてありまして、建設工事の進捗具合が確認をできるようになっておりますので、また見ていただきたいと思いますし、よろしければ現場なども確認をしていただければと思います。

また、3月の工程では、1階、2階、機械室外倉庫の躯体をつくる工事、それと躯体の中へ配管を入れる工事が主のものとなっております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）2番、大石議員のご質問にありました、災害の対応という点について答弁をしたいと思ひます。

災害時の対応といたしましては、平時は業務に使っているスペースを、災害時には非常時専用スペースとして転用できる仕組みというふうにしております。

これにつきましては、この間、議員協議会等でも設計業者の方も招いてお話をしてきたとおりでありますけれども、来客用の駐車場を非常時には応急救助機関の活動拠点、ある

いは緊急避難場所に、庁舎北側の広場につきましては、非常時には炊き出しの配布をするようなエリアにしていきたいと考えております。庁舎内では、1階に設けます本山ホールというところを、非常時にはボランティアの方の控室として転用したいと考えております。3階の大会議室につきましては、平時は議会の議場として使う場所でありますけれども、非常時には災害対策本部の設置を考えております。3階に本部を設けます理由といたしましては、東側の窓から新庁舎及び嶺北中央病院の駐車場が一望できるというところになっております。万一の場合は、その今申し上げました駐車場に応急エリアを展開したりする場合があります。そういったときには、状況を見ながら判断ができるというふうなことで配置をしたところであります。

非常時の電力につきましては、災害時、電力が遮断をした場合、使用範囲は限定されますが、使用範囲というのは庁舎の中の電源でありますけれども、最大3日間の自立運用ができる自家発電設備を備えております。太陽光発電のこともおっしゃっていただきましたけれども、災害時には太陽光発電に頼ることができないということもありますので、自家発電設備で緊急に対応していきたいと考えております。

それと、今後の太陽光発電の設備につきましては、今のところ場所を限定はしておりませんけれども、必要な対応があれば考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）太陽光発電で蓄電池とかに貯めておいたり、EVとか電気自動車なんかには太陽光発電で充電なんかしていくというのが、今のゼロカーボンというか、環境に優しいような流れになっているんですけども。

それとあと、この庁舎建設でどこか基礎部分か壁面とか、子どもたちにちょっと何か絵じゃないけれども、壁面かどこか構わないところに絵とかよく描かされたり、コンクリーにちょっと子どもたちにデザインを揃えたりみたいな、記念的なこともやっているんですけども、庁舎の構わないところへ、子どもたちに何かやらず記念みたいなことを考えているのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）今のところ、考えてはおりません。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり、いろいろ記念になる新しい庁舎が建ったとき、僕らの描いた絵がこんなになって残っていたねとかいうふうに、柔軟に考えて、今できる分で子どもたちの未来が明るく楽しくなるようなことは経費も何も要らないので、積極的に活用していたらみんな役場へも気楽にも来てもらえることになると思うので、非常にいいと思うので、町長はどのように考えるか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）現状で、新庁舎の壁面に学生なんかの絵を描くということについては計画がございません。今、総務課長から答弁したとおりでございます。いろんなことが考えられますので、本山町の資源なんかを活用した展示ということではないですけれども、そういったことなんかも考えられますので、そういった面では検討されていくことがあるうかと思えます。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）町の文化財なんかは、庁舎へどれぐらい展示する予定なのか。プラチナセンターとかもありますけれども、お願いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）この新庁舎に文化財を展示するスペースは設けてございません。ただ、限られたスペースでありますので、これまでの歴史に関わった人なんかをパネルで紹介するような、そういったコーナーは設けていきたいと思えます。あと、町民の方が気軽にというところでは、この間開催しましたワークショップ等でもご意見を賜りまして、3階には町民の方が立ち寄って使っていただけるスペースも設けております。そういったところで、町の歴史とかそういったものに、全てではありませんけれども、触れるような機会といったエリアは設けていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）それじゃ続きまして、大項目2の地域資源の活用ということで、本町にもいろんな地域資源がたくさんあり、また、まだまだ活用とか眠っている資源もあると思えます。また、そういう資源の活用とかということで、観光ガイド等の育成は非常に需要もあるので、やはりガイドそのものが全体的に不足していると思えます。

外国なんかで、もうコロナから抗体とかできて、もうマスクも脱げたりしているような国もあつたりするようですが、やはりアフターコロナを見据えた積極的なガイド養成、非常に、また本町の多様な働き方、ガイドシーズンなんかがあるときは、ガイドをやったり、いろいろな多様な働き方にもなるのではないかとと思えますが、いろいろと、本町のみならず移住・定住にもなってくると思えますが、今本当に幅広く山、川いろいろあると思えますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） 2番、大石教政議員の、地域資源の活用の中の地域ガイドの養成へ向けた計画というところでの答弁をさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、新型コロナの状況発生以降影響があり、取組が進められていないのが現状であります。

令和3年度の山、川ツアーガイドの参加人数としましては、3,400人を現状超えております。スタッフとしては延べ620人がそれに関わっております。また、ガイドの登録者数は、町内においては23名、町内以外の嶺北内に3名、町外に30名、合計56名となっております。そのうち、先ほど言いました町内の23名のガイドについては、ち

よっと重複する人数にはなりますが、ラフティングに11名登録、カヤックに9名登録、登山に9名が登録しており、ガイドとして活躍をしております。

年齢構成的に言いますと、20代から70代と幅広いガイドの方が関わっております。

ちょっと1点、効果のことも、先ほど効果というか質問があったと思いますが、定期的な山のガイドにつきましては、観光客が訪れることでの市民の見守りや、閑散期に林家、農家さんのガイドの副収入にもなるかと思えます。

課題としましては、ガイド料の講師料というか、その料金を踏まえた20代から30代のガイドが少ないということが、課題にはなっています。ガイドのところですが、指定管理者側とこれまで応援をいただきながら実施しているのが現状だと聞いております。今後、指定管理者側と協議を進めながら、令和4年度以降ガイドの育成、新規ガイドの開催に向けて積極的に取組を進めたいと考えております。

なお、ガイドの講習を含めた4年度事業に向けて、この後3月から4月にかけて指定管理者側との準備会を行い、事業内容について精査を行いながら前へ進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）あと、ガイドで町なかガイドとか、集落ガイドみたいないろんなガイドとか幅広く募っていたら、本当に各市街地なんかも、本山とか上下関とか4区、5区の樹形吉野、汗見川のほうとか、いろんな町中ガイドとか、棚田、集落ガイドとか、いろんなガイドをして、歩いていける人は歩いていたり、また車椅子とかの人なんかでも、車椅子なんかで来てもちょうといろいろ散策するとすごい気持ちがよくなるから、健康にもいいので。いろんな多様なガイドの仕方もあり、またそれによっていろんな地元の知らなかったことの発見があったり、本当にふだんは何気なかった草花でもいろいろ、ああ小豆の原種だったんだねとかいろいろいっぱいあるので、やはり費用もかかりますけれども、それ以上に効果のほうも大きいと思うので、町でもいろいろ町独自で町中案内ガイドとかやっていくべきではないかと思われそうですが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えします。

アウトドアの里づくり事業の中で、拠点となるアウトドアビレッジ本山から、例えば、町なかの散策、町なかとか史跡をめぐる、棚田をめぐる、そして集落活動センター2か所ありますが、そういったところに行く、そういった拠点を使つての魅力ある資源というものガイドのできるんじゃないかと思えます。講師料のところは、まだまだこれから研究していかなければなりません、そういったガイドというか案内人といいますか、そういった方を通じて本山町の魅力を発信することはいいことだと思います。今後の取組として検討させていただきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）続きまして、②として、自然エネルギーの活用ということで、今本町においてはバイオマス発電も今度動き出す、また、風力発電も今後計画されるということとされます。また、早明浦ダムでは水力発電もあるんですが、今後、太陽光発電とか、やっぱり本町全体に広げていくような取組とか、バイオマスがあり風力があり太陽光があり、また小水力発電とか、いろいろ自然エネルギーを活用したまちづくり、環境に優しいまち本山ということで取組をできるのではないかとされますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）自然エネルギーの活用中の太陽光発電の全町取組についてですが、昨年9月に脱炭素カーボンニュートラルの宣言を行っております。その中の取組の一つ、再生可能エネルギーの導入利用促進を掲げております。この中で、公共施設をはじめ個人向けの住宅、事業所などの建物への太陽光発電なんですが、以前は太陽光発電で売電というものでしたが、今、蓄電池を導入することによって、その建物で再生可能エネルギーを使うことによって、建物でゼロということを目指していくことが大事だと思っています。今後、国の制度を活用しながら研究し、検討を行っていきます。

なお、個人向けの住宅につきましては、ZEH（ゼッチ）という補助金などもございます。そういったことも啓発していきながら、全町・全戸の取組となればと考えております。引き続き研究していきたいと思っています。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）本当は、自然エネルギーは本町もいっぱいあるので、非常に取組は大事。また、課長は非常に前向きに取り組むと言われておりますが、今度、新しい新庁舎へそれを公共施設に採用していないというのは、非常に残念なところではあります。まだ時間もありますので、電力会社なんかとも協議しながら取り組んでいくべきじゃないかと思われま。ゼロカーボンシティとか言いながら、非常時には発電機も大事ですけども、ふだんにあった太陽光とか太陽光発電とかソーラーみたいな中で、庁舎、公用車のEVなんかは、充電とかするというような取組は大事ではないかと思われま。あと、本町全体に自然エネルギーの活用、どのような啓発活動とか、個人住宅だったらいろいろな、どのような制度があるとかいうのは、周知徹底するというのが大事と思われま。お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）おっしゃるとおりです。

啓発活動は進めていく、町としても宣言しておりますので、進めていかなきゃならないと思います。その上で、やはり私自身もそうなんですが、職員も含め全町民がそういう意識づけというか、そういった勉強・研修などを重ねながら、国の言うロードマップに基づいて本町としても進めていくべきだと考えております。令和4年度、実は特にそういった

ところを意識づけではないですが、勉強して、お互いに勉強していきながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君） 続きまして、③として地域資源を生かした交流人口拡大についてどう捉えていくかということですが、やはり奥白髪温泉が活動が止まってから長い年月がたっているんですが、これも太陽光とか小水力とか、中で電力を構えてモートルとかポンプとか設置して湯の活用を図るべきではないかと思われます。これも本当、温泉、ここは泉質もいいということすご人気のお湯であり、本町の温泉、お宝を眠らせておくのは非常にもったいない。やはり多額の費用もかけて本町の今権利になっている。これを活用しないのであれば、民間の人に任せてあったらまだ続いていたかも分からない。権利を本町のほうに移ってから活用ができていないということは、多額の税金も入れてあつてこういふことをしていると、公金の使い方、税金の使い方に非常に問題がある。こんなに活用しないでいながら置いておくというのは非常にいけない。やっぱりお湯をくみ出してまず利用できることが第一であり、お湯が利用できれば、皆、家へ持って帰ってお風呂へちょっと足して入れたりとか、非常に活用の範囲が広がると思われます。石鎚山系の水なんか、水を持ってきてコーヒーを入れたり、ご飯を炊いたりとか、あと、遠くの温泉なんかでも、皆、ポリ容器とか入れ物に入れて持って帰って風呂へ入れる人もおります。非常に健康にもいいし、これを多額の税金を投じておきながら活用しないというのはもつてのほかですが、お考えをお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） 奥白髪温泉の活用というところの今後の取組ということで、お答えさせていただきます。これまでの経過を踏まえ、答弁と代えさせていただきます。

奥白髪温泉につきましては、平成18年4月に個人経営による温泉営業が終了し、活用については様々な角度から検討を図ってまいりましたが、施設の整備やアクセス道路などの整備状況の新たなインフラ整備について考えなければならず、立地条件からも慎重にならざるを得ません。費用対効果も考えていきますと、温泉活用の実施に向けて検討、計画に至っていないのが現状であります。しかしながら、この温泉は先ほど議員が言われましたように、本町唯一湧き出す硬水であり、地域の活性化や住民の皆様の健康増進などへの活用が考えられます。貴重な資源だと認識しております。

令和3年度には上下関に集落活動センターなめかわが立ち上りました。ここを拠点に行川流域の資源活用した様々な取組が始まっていると聞いております。今後、奥白髪温泉についても、当地域の地域資源の一つとして地域住民とともに利活用に向けた意見交換が進んでいければと考えております。

また、先ほど言いましたとおり、町が整備していくのだと多額の費用がやはりかかるため、民間活用というか、民間事業者による地域活性化策があればとも思っております。こ

の1年においては、問い合わせがない状況ではあります。なお、直ちに実行する段階になっていないところではありますが、財政面など含め、引き続き活用方法については研究をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）立地条件とか道路とか言われましたけれども、道路は白髪山の登山道というか営林署なんかの道もあったり、また、元白髪小中学校の近くでもあり、非常に立地もえい、道路もある。またこれが、急に今、奥白髪温泉があつた場所へできたんじゃない。元々、町が権利を取得する前からあつた場所であり、急に場所の問題とか道路とか言うのは後のこじつけみたいになるので、それと多額の費用をかけなくても、お湯だけ取り出すようにしておいたら、あとは無料で開放するなり、100リットルとか20リットル幾らぐらい、有料で維持費ぐらいで持って帰ってもらうとかすると、負担もかからない。それとやっぱり町内、町外の人、あそこへ行ったら温泉の湯を持って帰れる、また自然のいいところにも行けるといふうに、非常にいい効果も出ると思うので、それは町長もできないは言わないというような施政方針なので、やれる方向で床に手押しポンプでも置いておいたら、それこそ費用もかからないみたいなので、ちょっと検討してみる価値はあるんじゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今、担当課長のほうからも答弁させていただきましたけれども、地元民さん等とも協議をしながら、活用について協議をしてきたいということでございます。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）温泉は地元の皆さんはじめ町民全体の温泉でもありますんで、やっぱり活用第一ということで、あと④として、アウトドアと健康への取組ということで、運動、歩いたり、今温水プールがないので非常に大豊のがなくなったので残念ではありますけれども、歩いたり自転車とか、ミニ登山とか川べりを歩いたり、ちょっと船にも乗ったりとか自転車とか、非常に健康にもいいので、いろんなところに各地域地域にいても、これを歩いたら何千歩ではないですけども、どれぐらい、500メートルとか1キロコース、2キロコースとか設定してカロリーがどれぐらいありますよとか、ちょっといろんな気がつかないちょっとした見どころを、季節によって、こんなツツジがあつたりとか、こんな鳥が飛んできますよとか、いろんながあをしてると楽しみもあつたり、まち中だったら、ここらは上井はどういう云われがあつたりとか、あと夏だったら、谷とかだったらそこへ行くと非常に涼しい、クーラーも要らないようなところもあつたりするので、いろんな気づきがありながら健康増進にすごい役立つと思うんですが、ちょっとした取組とかどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えします。

令和4年度につきましては、アウトドアビレッジ本山の体育館にあるトレーニングルームにおいて、高齢者向けの以前やっていた健康トレーニング講座の開催を検討しております。この中で高齢者をはじめとした方に、どう言いますか、健康福祉課でよく言われるフレイルというところなのですが、健康寿命を延ばすという取組も、ここで開催できたら、そういう取組にしていきたいと考えております。

また、温浴施設にも改修が今月末に終わっております。リニューアルをしているところですが、全町民に向けての利用促進というところで指定管理者側と具体的などといったことをやっていくかということを検討しております。ちょっとアウトドアと健康というところは、すごく言葉上は密接に関係はしていませんけれども、意外とそういうところ接点はあると、私も認識しております。当然私、前の部署が健康福祉課であり、そういった認識でいるので、しております。貴重なご意見と思ひまして、今後こういう取組に発展、アウトドアを拠点にしながらできたらなと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）帰全の森体育館の2階のトレーニング室も、非常に川とか緑が見えて快適なんですけれども、あと、もうちょっとトレーニング室のフロアとか広かったら快適なんですけれども、ランニングとかしていても、体育館の手すりというか、すごい近いんで、何か工夫できて広くなったら、またいろいろ快適、また充実できるのではないかなと思ひますが、今後の予定とかあればお伺ひします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）すみません。全部のトレーニングルームの状況を把握しておりません。利用する方のご意見を聞きながら、今度行きますトレーニングルームでの健康トレーニング、高齢者向けのトレーニング、そういったところでレイアウト等をちょっと一度見直すというか、見て、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）続きまして、⑤として、さくらバスと地域観光巡りということで、さくらバスが毎日各地域向いて運行されておるんですが、非常に、乗っていくといろいろな気づきがあったり、バスへ乗っていくとゆっくり景色も見えたりしますし、このさくらバスを利用して各地域地域に観光とか、案内スポットみたいを造っておくと、乗っていても、来たところ、見たいところを散策して、また次のバスとか、後のバスでゆっくり帰ってくる。

今度また、定期とかもできたので、非常に活用の幅も広がり、またバスの利用増にもつながると思ひます。いろいろな地域の杉があったり、お宮があったりとか、いろいろな滝があったりとか活用できると思ひますが、お伺ひします。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） さくらバスを利用し、町内観光の周遊活動ということでお聞きされておると思いますが、さくらバスの運行は町内の公共交通空白地というものがありまして、それを解消する目的で、令和元年10月より運行開始しております。

ご質問いただきましたさくらバスの観光活用についてですが、さくらバスは白ナンバー乗用車による自家用有償旅客運送として、バス事業のサービス提供が困難な地域における移動手段として運行しております。現在、車両が1台、運転手1名で1日当たり5便を運行しており、地域住民の方の貴重な移動手段としてなるべく運行しておりますので、現時点で観光に特化した対応というのは難しいというところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君） 観光に特化ではなしに、1便当たり2名の乗車とか、補助の規定等もあると思われますんで、今コロナ禍で緩和されているかも分かりませんが、観光に特化やなしに、地域住民の人、町内の人がいちいちいろいろなところへ行ってみたい。地域の人、いつもいつも満席やたらなかなか利用はできん、増便も考えていかんと思いますけど、なかなか今の公共交通が、利用者を、観光とかなしに、いかにして増やしていくかいうことは非常に大事やないかと思われませんが、今現在は乗れないぐらいの状態はどれぐらい起きておるのか、お伺いします。いっぱい乗れなくなっているとか、あるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君） さくらバスの運行状況についてですが、1回当たり2.0というのが一つの基準となる、補助金等の基準となるものです。現状としましては、月曜から金曜のうち、月曜はデマンドですが、火曜から金曜の間の1地区において2.0をクリアする状況です。このため、この3月議会のほうに議案として提出させていただきましたが、定期券等含めて市街地の町なかに延伸をかけながら利用率の向上を目指しております。

ちょっと語弊があったらいけませんが、観光に特化したことはできないので、別に現在ある運行行程というか、運行の経路にお客さんというか、観光客が乗るということは全然構わないものなので、ただその目的のところへ行くということが現状難しいというところです。

なお、その利用方法が、さくらバスの利用方法というか、利用者が増えまして、台数など、新たな運行体系が必要となれば、本山町の地域公共会議におきまして運行方法がまた議論されるタイミングになると思います。それから後に考えていくことになります。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君） 続きまして、大項目3のコロナ対応についてということで、コロナが後々変異していたりして、また日本とかは結構ワクチンとか進んでいるんですけども、

ワクチンとか行っていないところもあつたり、世界でもコロナ格差があつて、そういうところではなかなか後々増えてきておつたりし、世界的に取り組まんと、なかなかコロナが減つてこないという問題もあると思われまふ。

本町としても、コロナ対応とコロナ禍後の出口戦略はどのように考えておるのか。ワクチン接種のコロナ禍後の取組状況は、前段の議員のところでも聞いたんですが、各事業とかにおける支援策とか出口戦略はどのように捉えておるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長（田岡明君）2番、大石教政議員の質問に対しまして、町長の補足答弁をいたします。

私どもは前段のコロナワクチン接種の状況について、ちょっと昨日の一般質問でお答えさせていただきましたが、またその部分を説明をさせていただきます。

3月8日現在の本町の接種率が58.7%となつておまして、同日、3月8日から64歳以下の3回目接種のほうも開始をしております。現在のペースでいきますとおおむね4月中の完了を目指しておるところですが、なお、4月中に6か月を経過されない対象者もございまして、その方々については、5月以降も拾い接種という形で何とか接種機会を設けまして、以後の対応を考えております。

現在の課題としましては、64歳以下、若い世代の方に対しましてご案内を進めておりますけれども、接種後の副反応が一、二回目の接種時に若い方のほうが接種後の体調不良等が多かつたということもありまして、若い方のほうが接種を今回希望しないというケースも出てきております。そのあたり、今後の接種勧奨等の対応をまた課のほうで考えておるところであります。

また、3月下旬からは小児ワクチンがまた開始されるということで、これも予定をしておりますが、昨日も報告しましたとおり、現在約40%の方の接種希望にとどまっているということで、残り6割の方が希望しない、様子見という状況の下で、これの接種を町としてぜひとも受けていただきたいということで考えておりますので、これは嶺北4町村同様の傾向でございまして、また接種勧奨、ぜひとも安全性等を理解した上で接種を進めていただくように、また対応してまいりたいと思つております。

なお、小児接種については、基本的には年齢の高い児童さんから順番に案内をしていく計画でございまして、兄弟がいるケースについては、上の年齢の方と同じ日に打つということも、実施時には配慮していきたいというふうに考えております。

以上、前段の説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）2番議員のご質問の中にありました項目の中で、各種事業の説明ということがありましたので、これはコロナ交付金の事業ということでよろしいでしょうか。

○2番（大石教政君）はい。

○総務課長（田岡学君）この件につきましては、3月3日の予算審査特別委員会の際に配付をいたしました令和4年度のコロナウイルス臨時交付金の実施計画書、これをお手元にご用意していただけたらと思いますけれども、予算委員会の際にも説明しましたとおり、この表にページ数を打っておりまして、令和4年度の当初予算の内容と比較ができるようにはさせていただきます。

その予算審査委員会の中でご質問もあり、詳しく説明させていただきましたので、その項目以外の点で言いますと、この計画書の3ページの一番下の段に、これは嶺北中央病院のほうに支出をしますけれども、感染拡大が広がっている中で、ベッド、車椅子、これの陰圧状態にするという機能を備えたものを用意いたしまして、外部への飛沫等を防ぐということから備品を購入するということにさせていただいておりますし、1枚めくっていただきますと、これも病院のほうに支出をして、コロナ感染の予防に使っていただくということで、検査試薬を購入することによって、感染拡大の防止を図るということで、いずれもコロナの交付金を有効に活用して、感染拡大の防止に努めていきたいと考えておるところでございます。

なお、ご質問にありました出口戦略ということでもありますけれども、これは報道がなされておるように、日々状況も変わってきております。これがいつ終息するかについては、私どもでもなかなか判断ができていくというところでもありますけれども、これまでコロナの感染拡大の防止、町民の方にも多くご協力をいただきまして、本山町では何名かの方が発生はいたしましたけれども、感染の大きい拡大にはつながっていない。それは皆さんの協力と、この交付金を活用した対応が功を奏しておるというふうに思うところであります。

引き続き、感染拡大の防止に努めながら、町の業務も進めていきたいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）あと、そのワクチン接種においても、アレルギー症状のある方なかが、非常にワクチンをよう打たんのやみたいな人もおるんですけれども、アレルギーなんかの人には今コロナの薬とかできると思われますが、薬なんかの対応でも効果というか、いけるのか。

それと、コロナ感染が落ち着いてくると、人のまた往来とか行き来も増えてくると思うんで、経済回しながらコロナの対応という非常に難しい側面もあると思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長（田岡明君）ご質問にお答えをさせていただきます。

ワクチン接種時に、先ほど議員のおっしゃるとおり、アレルギー症状等があるということで、接種が体質的にできないという方が、一定数町内にもおります。その方についてはワクチン接種という形ではできてはいないんですが、先ほど言いました飲み薬というもの

は、一方でコロナの感染、陽性になった際に、そういう飲み薬が処方されるということも進んでおりますので、それは病院で診察されて陽性になった際に、そのような薬が処方されて、その効果に期待するというようになってこようかと思っておりますので、そういう対応で現在進めていくことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君） 続きまして、②として、コロナがちょっと長期になっておるんですけども、教育への影響ということで、長期化したコロナの影響が及ぼす教育現場、運動とかクラブが制限がかかったり、また、コロナによる教育格差、解消はどのようにやっていくのか。現段階での対応状況と、また支援が必要な子ども等への対応はということで伺います。

○議長（岩本誠生君） 教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君） お答えします。

現在も、保育所、学校では、感染対策の徹底をして教育活動を行っているところであります。

教育の影響としましては、保育、学校活動において、人数規模の制限、学習場面では近距離対面での活動、教科では音楽や技術課程における実技での制限といったものがござい
ます。

また、中学校では総合学習の中に位置づけをしていました北海道への修学旅行が中止となり、カリキュラムの見直しが必要な事情となりました。小学校では参観日が開催をできないということで、地域との連携が少し減ってきているといったことで、挨拶活動とか影響があるのではないかとというようなところでございます。

また、子どもは遊びの部分で我慢をするということで、影響を受けているのではないかと
いうことがございます。

また、保育、小学校、中学校、高校による連携した授業も中止、あるいは規模の縮小と
いうことになっております。

運動面では、学校の体育授業以外で運動やスポーツをする時間は、個々には差がありま
すが、小学校での所属スポーツクラブ、中学校での運動部活動の活動以外で、体を動かす
機会が減少傾向にあるのではないというふうに考えております。

教育活動では、コロナ禍の中ではございますが、規模に配慮しながら学習活動を続けて
いると。また、人数も配慮をしながら、行事については実施をしているという状況でござ
います。

運動面としましては、新たな取組として県から講師を招聘して、縄跳び運動、こういっ
たことも進めておまして、休み時間に外遊びの習慣をつけるといったそれぞれ工夫をし
ながら、目標を持ってそれぞれの学校現場で、保育等で取り組んでいるところでござい
ます。

答弁とします。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）近隣の学校が今、県内でも保育、学校なんかでもクラスターも発生もしたりしているんですけども、そういうところの状況というか、対応なんかも参考にしながら、本町としても備えておくことは非常に大事だと思われませんが、本町の備えなんかはどういうふうにしておるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）コロナの発生の状況に応じまして対応マニュアルというものがございまして、そういったマニュアルに従って、保健所等の指導をいただきながら進めていくといったことで考えております。クラスターになった場合、それについては、また県の保健所等との連携をしながら進めていくということになりますし、そういった場合につきましては、連絡体制につきましては、学校あるいは教育委員会のほうから家庭のほうへすぐという情報網も確立しておりますので、そういったところで情報の早期の徹底といいますか、そういった対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）続きまして、大項目4の平和への取組ということで、今ウクライナとか国連とかも機能しないような状況、自国を守る、平和を守るということで軍事力を増強していき、核とかを持ったために、かえって何もできない状態、それと、大国の指導者とかが暴走とかした場合、もう誰も止められない。力、国家権力が魔力に取りつかれると本当にどうしようもない。なかなかいろいろなクジラ食べたらいかんとか、いろいろすごい人権活動に大変いろいろ配慮しながら、片一方では戦争を止められないという状況が起きております。

本当に武力に頼り過ぎたらいけないということで、平和、安全への取組ということで、今本町の上空なんかも米軍機による低空飛行、ジェット機が飛んだり、輸送機が飛んだり、昼も夜もこの上空、保育園の上とか市街地の上を平気で飛んでいく。また、緊急用のヘリコプターなんか、本当にニアミスにも近いことも起きたりすると思われませんが、なかなかこれは法律では、日本の上空をもう米軍機は無制限にどこを通過してもええとなっておりますが、町長としてはどのように捉えておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）米軍機による低空飛行に対する町長の考えを問うということでご質問を受けております。

これは過去には、大川村地内においても墜落事故も発生しております。また、議員ご指摘のとおり、夜間飛行などもございまして、小さな子どもさんたちも不安にさせております。今、こういう時期だからこそ、県や隣接の町村とともに、今まで同様に機会に応じて中止を要請をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）中止の要請やと飛んでいくということで、また、米軍機なんかは自分のところの国ではいろいろ制限があって訓練ができないのを日本で訓練をするというような、もってのほかということです。

続きまして、大項目5の地域課題について、本町にも課題がいっぱいあると思いますけれども、いかにこの課題をプラスに向けて取り組んでいくかということで、まず第一として、空き家とか空洞化、市街地対策、市街地も含め、各集落なんかでも非常に空き家とかも増えてきておるんですが、その中で入居希望者も非常に多いんですけれども、なかなか住宅とマッチせんくもあったり、中には猫と犬とか動物も飼いもって入りたいいう人もおったりもするんですけれども、移住希望者の適正な空き家の紹介、また町の住宅の快適な生活というか、ガルテン、よく断水もできておるんで、やはり何か抜本的な対策も必要ではないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）2番、大石議員のご質問にお答えいたします。

幾つかの項目にわたりますので、私のほうからは、入居希望者への対応というところでの答えにさせていただきたいと思います。

入居希望者の方、複数名の方がおいでますけれども、町営住宅でありましたら、空きができましたら必要な公募をして入居の審査をして、入居の手続を始めるということになります。また、近年、老朽住宅を解消してお住まいいただくというところでは、まちづくり推進課のほうに移住相談の窓口を設けております。そこで空き家の改修が済んだところを紹介していくという手だてをしておるところであります。

ご質問の中に、ペットを一緒にというふうなお話もありましたけれども、なかなか条件によってご利用者の希望がかなわないということもあります。それは相談の内容によってできることは対応していくということで進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）関連して、大石教政議員のご質問にお答えいたします。

まず、空き家の相談対応、紹介についてでございます。

今、総務課長も申し上げましたように、まちづくり推進課のほうでそういった担当窓口を設けておまして、相談対応を随時行い、そのときの案件や情報を相談者にお伝えいたしております。

状況としましては、相談者も希望があり、どうしても希望に合う物件がないこともあります。そのときは、後日情報提供が必要かどうかを確認して、必要なら新情報が出れば連絡する旨を伝えるなど、そういった対応をさせていただきます。また、空き家バンク以外でも町内の不動産情報、例えば、個人所有の建物であるとか民間のアパート等を伝えるこ

ともありますし、できる限り町内に居住、移住・定住できるように対応させていただいております。

それと、ガルテンの断水対策ということでございますけれども、県の生活用水確保支援事業のほうで整備方法調査というものがございまして、大石地主地区については要望を県のほうへ上げさせていただいております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり嶺北地域にあっても、本町の場合、病院とか、高校、学校とか、いろんな施設とかも整っており、非常に本町へ住みたい人が多い。希望者があるんで、そういう方をいかに住んでもらえるように、受入れをしていけば人口も増えていくんで、やっぱりその取組は非常に大切だと思います。

続きまして、②として雇用、あと、障害者等の雇用対策ということで、今、医療介護現場等では、人材不足等による影響で十分なサービス提供がされているのかと、住民の方が不安視をされている方もありますが、本町の状況は、また、医療介護現場は不安との声のあるようなことに対する対応等、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長（田岡明君） 2番、大石教政議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

介護現場の人材不足に対する本町の現状ということではありますが、議員おっしゃるとおり、介護現場におきます人材不足の現状については、本町でも大変厳しい状況であります。

また、今後、少子高齢化がますます進み、団塊の世代が後期高齢者となります2025年問題も迫る中で、人材の確保が大変大きな課題となっております。

また、この2年に及びますコロナ禍の中で、医療や介護に携わる人材については、コロナ対応等で過酷な業務が強いられておりまして、これは全国的に退職や転職を希望する職員が後を絶たないような状況も生まれております。

このような厳しい状況の中ではありますが、本町に設置されております総合福祉ゾーン天空の里を運営します香南会のほうでは、数年前に介護人材を養成する学校、香南学園を設立しまして、海外留学生を受入れ、育成する人材づくりに積極的に取り組んでおります。既に、本町の施設でも留学生が活躍をされております。

また、嶺北4町村では、持ち回りでホームヘルパー養成講座を2年に1回開催しておりまして、ホームヘルパー資格取得に向けた支援の取組を行っております。

また、県社協や県保健所の協力の下、これも嶺北管内のほうではありますが、医療介護事業所をめぐるバスツアーでありますとか、最近ちょっとコロナ禍の中でオンライン説明会ということを定期的実施しておりまして、町外から福祉医療人材の獲得に向けた取組を順次進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり人材がおらんことには現場が回らないということで、人材確保、ホームヘルパー制度、また学園とか、非常にいいことだと思います。

続きまして、③として、嶺北地域振興株式会社への貸付金の解決。やはりこれも、貸付金、これの解決、早期に解決を図るべきと思われます。図らんといかんのですが、町長としてはいつ頃解決、時期とか、目指しているんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

嶺北地域振興株式会社についてでございますけれども、先の議員にも答弁させていただきましたが、一般的な株主の責任であれば、出資した出資金の範囲内の有限責任ということになるのではないかと思います。本町の今回のケースの場合は貸付金などの問題もありますので、一般的な株主の責任とは違うというふうに、私は考えております。

引継ぎでは、弁護士等の相談の上で、取るべき手だてがなかった、法人の清算を含むなどの事務を町で行うことはできないと判断しているというふうに受けております。

私自身も、同会社の休止した時点での財務状況等、把握ができておりません。今後、調査等を行ってまいりたいと考えておりますが、めどについては立ってはおおりません。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり早期解決に向けた取組が非常に、やっぱり。宿題をずっと残さんほうがいいと思われれます。

次、④として、集落活動センター、今、行川のほうも動き出して2か所ということですが、今後もまた増やせていけたらいいと思いますが、あと、今できている活動センターの安定的な活動のため、いろんな事業とかをやられてもおおると思われれますが、やっぱり地域の核になって、活力ある、地域にも本町にとってもいいと思われれますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

集落活動センターのそれぞれの取組につきましては、幾度か議会等でも、大石教政議員からもご質問いただいていたので、それぞれの活動状況はその都度お答えをしております。

特徴的なことを言いますと、それぞれ共通するところでございますが、昨年以降、コロナの影響でいろんなところに影響が出ておりますけれども、清流館、行川キャンプ場では、コロナウイルス対処ガイドライン等に対応して感染予防を徹底しながら運営に努めております。

特に昨年開設した集落活動センターなめかわにおきましては、この3月19日には、週末カフェのオープンに向けて準備もしておりますし、町としても、双方の集落活動センターにおいては、連絡会等も通じて、また、集落支援員制度等、人的支援あるいはそういった事業支援等も行っております。今後も連携を取りながら活動の支援を実施していき

いというふうを考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに答弁がありますか。

（「以上です」の声あり）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり活動センター、長く、やっぱり育て上げていくということが非常に大切と思われまます。

次、⑤として、嶺北中央病院の経営安定化ということで、コロナのときはコロナ対応とかで、病院の現場とか対応のほうが大変だったと思われまますが、運営のほうはコロナ臨時金というか、もろうておったんではないかと思われまますが、今後、人口減少の進む中、やはり経営の安定化に向けた取組、公共の病院ではあります、やはり経営安定の努力も大切と思われまますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）2番、大石議員の嶺北中央病院の経営安定化についてのご質問に対しまして、町長の補足答弁をいたします。

経営につきましては、町長の施政方針でもお示ししましたとおり、嶺北地域の人口が減少が見込まれる中で、それに加え、コロナの感染の影響による需要の減少は、病院の経営に大きく影響しております。嶺北中央病院は、嶺北地域の町立病院としての役割を果たしながら、また、嶺北地域の他病院とのすみ分け、そしてそれにより、医療介護連携の推進と地域包括ケアの構築を重点的に取り組む必要もあると考えております。

また、今後におきましては、経営の安定化には必須となります医師、看護師等の医療スタッフの確保も課題の一つと考えております。

令和3年度の決算は、新型コロナウイルス感染症対応等の補助金の収益により増となり、黒字を見込んでおりますが、本来の診療報酬による医業収益は、年々減少の推移をたどっております。そういうことから、今後におきましては厳しい状況が予測されております。

現在、嶺北地域医療構想等を踏まえた嶺北中央病院が公立病院としての今後の方向性を、改革ガイドラインに基づく嶺北中央病院マネジメントシート等を策定し、目標値を決めて、達成に向けての具体策を定め、取り組んでいるところであります。

また、決算確定後の8月には、経営健全化評価委員会という委員会を開催しまして、町の執行部、議会の代表の方、町民の代表の方、コンサル等を踏まえて会議を開催し、その中で実績に基づく検証、検討を行っているところです。

病院としましては、来年度以降も引き続きマネジメントシート等を作成し、また経営健全化計画を策定し、経営改善に向けて努力をし、経営の安定化に努め、医療の継続的提供を行っていきたいと思っております。

以上、町長の補足答弁といたします。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）医師、看護師、職員、やっぱりみんな一体になって病院を運営して

いくという姿勢は、本当、非常に大事であり、また、今コロナ禍で非常に厳しい勤務も続いておると思われますが、その中で職員の給料の一部未払い問題が、非常に、やっぱり、職員のモチベーションも下がったりとか、離職検討等、危惧されますので、やっぱりこれ、職員の賃金が払われてなかったんで、これは払ったら済むことだけなんで、そんなに難しく考えることは何もないと思われる。払っていないのを払うだけのことで済むんで、これを難しく捉える根拠が非常に分かりにくいと思われますけれども、やはりこれ、早期解決に向けて取り組まんと、法律に縛られて動けんとなつちよると、何のための法律みたいなもんか分からんになる。やっぱりみんなのためになる法律ではないか思うんで、早期解決に向けた取組というか、決意をお伺いします。

○議長（岩本誠生君）間もなく12時になりますが、大石教政さんの持ち時間があと11分、12時11分までです。それまでには終わると思しますので、12時を越えても続けます。

それでは、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）議員ご指摘のとおり、職員の方のモチベーションの低下や離職ということについて、そういうことにつながるということについては、本当に厳しく受け止めなくてはならないだろうというふうに思います。

ただ、さきの議員の皆さんにも答弁をさせていただきましたけれども、国家賠償法を適用して残り未払い分を支払うことができないかというご指摘なんかもいただきまして、私もいろいろと検討をしてみましたし、先ほども、さきの議員にも話をしましたけれども、法律上の問題もございまして、私のほうでその点、弁護士にも解決方法はないのかということで、再度その点を踏まえまして相談をしております。繰り返しになって恐縮なんですけど、そもそも給料の未払いについては、その時点で過失不法行為に当たると、未払いになっていること自体が過失不法行為になるということでもございまして、労働基準法の給与の請求権と国家賠償法の損害賠償の請求権は同じであると、労働基準法の給与の請求権は、損害賠償の請求に当たるというふうに解釈されております。民法は一般法でございまして、労働基準法は特別法という位置づけになっておりまして、特別法がある場合にはそれが優先されるということになります。

2年を越える支出は明らかに違法であるというふうに指摘を受けておりまして、もし、それを支出した場合には、支出担当者の責任まで問われることになるというふうに指摘を受けております。そういうことで、さきにも申し上げましたが、今までの判断を変更するという事まで至っておりません。何とか解決する糸口はないかということ、私自身考えますので、今後引き続き、これについては検討してまいりたいというふうには思っております。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やっぱりこういうふうな未払いが前例みたいになって、2年以上気

がつかんかったのも払えみたいなことが、やっぱり1回起きたことはまた起きんとも限らんし、ほしたら、給料の計算とか、今、どんなようになって、あなたの給料はこうですよみたいな、そんな細かいことを作りよったら、また事務の手数、すごいこと事務量になっていくと思うんで、やはり何か、そんなようになったときは、本町の条例で救済とかできますみたいな感じにしておかんと、なかなかやっぱり自分らの給料の中身とかも分かりにくくて、丁寧なとか、法律で決まっちゃうけん、払えんでごめんみたいなことになったら非常にいかんので、そこはやっぱり、十分な充当か、それとまだまだ対応を考えていくと思われまます。

次、⑥として、後継者支援のことを。

やっぱり本町なんかも、少子化とか経済活動の変化とかあったりして、商工業、農業、林業、畜産と各産業でも、なかなか後継者が、やっぱりこう後継者不足なり、また地域経済が、道路とかの発達なんかによって大きい商圈にのまれていたりとか、また、農業なんかでも、世界と競争してやっていかないかん、アメリカなんか、あんまりお米を食べない国の米も日本へ入ってきて、日本の米価も下がってきたりとかいろいろありますが、本町としては、やっぱりこの後継者支援対策、これ、県、国を挙げての問題とも思われまます、本町として独自にはどのように考えておるんか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）大石教政議員にお答えをいたします。

それぞれ後継者の支援策といたしまして、昨日、林業分野につきましてはお答えもさせていただきましたけれども、林業を希望する移住者の促進に関しましては、町内林業事業者が雇用する新規林業技術後継者への雇用助成金であるとか、林業技術者や担い手確保のための各種林業技術研修の実施や研修への補助等が上げられます。

平成25年度から地域起こし協力隊の受入れ等によって、令和3年度2名、令和4年度2名の採用内定があり、今後も引き続いて年間に約3名ずつの協力隊員を受け入れる予定でございます。

また、農業に関しましては、今代表的なものとしまして、農業次世代人材投資事業というような事業がございまして、現在、令和3年度におきまして夫婦型1組、新規就農1名が交付対象となる予定でございます。そして、関連する事業といたしましては、新たな起業支援といたしまして、本山町起業創業等支援事業という事業を町でも創設しております、町内で起業、設立予定の中小企業経営者やら、新規分野に参入しようとする事業者を支援するために、補助対象者1名当たり100万円を上限とする事業を、現在創設しているところでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり後継者支援というのは本当、非常に大事で、やっぱりこう、棚田を頑張ったり、3人、または商店、本町の活性化に非常につながるんで、いろんな支

援策もやっぱり周知徹底して、なかなかこの事業を起こすような、本当、非常に大変な努力というか、お金も要る、すごい、なかなか起業するということは本当に非常に大変な思いをやってやるんで、やっぱりそこは順調に育っていくまで、やっぱり支援して、起業した人が育っていたのなら町へも、雇用もあったり税収もあったり、恩恵が返ってくるんで、そこは非常に大事だと思います。広報、周知徹底大事だと思いますが、町長の後継者支援、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご指摘ありがとうございます。

それぞれの支援策を取っていきまして、後継者の支援につなげていきたいと。その制度の徹底につきましても、広報等でお知らせをし徹底していくということに努めていきたいと思えます。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）今、卒業があったり、退職されたり、転勤があったり、また新年度に向かわれていくと思えます。これから桜等、花も咲き、本町も明るい、また春に向かって気温も上がって、いい時期になっておると思えます。

2番、大石教政、これで一般質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございます。

○議長（岩本誠生君）これをもって、2番、大石教政君の一般質問を終わります。

昼食のため、1時10分まで休憩します。

休憩 12:07

再開 13:10

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、上田亜矢子さんの一般質問を許します。

8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）まず初めに、2011年3月11日に発生しました東日本大震災におきまして被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。あわせて、まだまだ哀しみの中にいらっしゃる方々が少しでも癒されますよう、お祈りいたします。

それでは、上田亜矢子、議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

今回は3問させていただきます。

1問目と2問目は、町長が開会日に言われました施政方針について、3番目がHPVワクチンについて質問いたします。

まず初めに、森林環境譲与税について質問いたします。

森林環境譲与税は、本町にとって大変重要な交付税だと思っております。今年度は3、

194万円交付されました。来年度は、それより約、1,000万円ほど増額される予定でございます。町長は施政方針で引き続き有効活用に努めるということをおっしゃっていましたが、具体的にどういった取組をするのかお聞きいたします。

前町長は森林環境譲与税の使用の要点を四つ上げておりました。一つ目が景観保全を目的として小木の伐採への補助、2番目が自伐型林業者への支援策として、残材をバイオマス発電用に搬出する場合の補助、3番目、既存の補助事業の対象とならない林道などの拡幅や修繕などへの補助、4番目といたしまして、担い手の育成研修でした。

このことを引き継いでいかれるのか、ほかにも澤田町長独自の何か考えがありましたら教えてください。お願いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）8番、上田議員の森林環境譲与税について答弁をさせていただきます。

森林は、林産物の生産など経済的な機能と国土の保全や水源の涵養など、公益的機能を併せ持っていますが、長引く木材価格の低迷や林業労働者の高齢化、担い手不足などの課題がありました。このため、森林の多面的機能の発揮を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、森林環境税は令和6年度から課税になっておりますけれども、及び森林環境譲与税、議員お話がありましたとおり、令和元年度から譲与が創設されております。

本町では、この森林環境譲与税を活用しまして、作業道などの基盤の整備、それから森林景観保全事業、人材育成事業、GPSやドローンなどを使った森林資源の解析なんかも考えられております。それから、保育所の園児や小学生などを対象にした森林学習などに取り組んでおります。

現在、国・県の関係者や町内の林業関係者、嶺北高校生にも加わっていただきまして、本山町森林・林業ビジョンを策定しております。このビジョンで示されました基盤整備や林業構造の強化、木材利用や加工の拡大、人材の確保と育成、森林教育と啓発などの基本施策に基づき、森林環境譲与税を活用しまして事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）ありがとうございます。

私も町長と同じ考えで、特に森林教育、学生向けを進めていただきたいと思っております。そして、一般向けにも何かイベント的に教えていただきたい。三、四年前でしたか、県のそういうのがありまして、高知県内に7人ぐらいいる樹木医の中で、本山町に3人いらっしゃったと思うんですよ、そのときに。その方々のお話を上街公園の桜を題材にしてお聞きをしましたときに、すごく興味深いお話でしたので、そういう一般向けにも勉強できるような機会をつくっていただきたいなと思っております。

あとは、林業家に対して、本山町は結構手厚いというのを聞きましたが、林業を起業したいという方への支援など、私、一応議員の中で一番若いので、やっぱり若者の支援をすごく押していかなければならない使命を持っておりますので、起業される方に手厚くしていただきたい。機材を買うときの補助やレンタルなど、今もされていると思うんですが、それをぜひとも存続していただきたい。そして、町内で、町内、または嶺北産材の木を使って家を建てたり、今結構若い方が家を建てられていると思うんですが、そのときにそれに補助するとか、それに使えなければ、そのPRとかだったらいいと思うんです。木材利用の促進というのが入っているので、そのPRとかにも使って、どんどん木を使うように促進していただきたいなと思います。

次、それで協議会を立ち上げられたと思うんですが、その協議会のお話を、どういった意見が出て、その意見をどう取り入れて、どういう施策をしているのか、協議会が今現在機能しているのかをお聞きします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）上田議員のご質問に対しまして、町長の補足答弁を申し上げます。

林業活性化推進協議会の件でございますが、これはたしか令和2年度に協議会を立ち上げて、その当時、森林環境税の創設後間もない時期でもございましたので、今後の森林環境税の具体的な使途であるとかを、活用方針を主に検討するような会議だったと思います。

その後、令和3年度に、今後、令和3年度末に策定をする目的で、本山町森林・林業ビジョンを策定委員会を設定をしまして、今後のビジョンづくりに向けた協議を、町内の有識者と高校生もお二人ほど入っていろんな意見を聞きながら、令和3年8月から7回ほどの会議を月1回ペースで開催して、ビジョンづくりに計画作成に務めてきたところでございます。

令和4年度以降は、この森林ビジョン地区として林業施策を実行していくことといたしまして、令和4年度では新たな事項としましては、町が森林管理権を取得した森林の資源解析業務であるとか森林売買あっせん制度の創設なんかを、令和4年度に検討をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）せっかく協議会で話があるので、そういう詰めるような、詰めていくような話をぜひとも深いところをしていただいで、今基金に結構ためていると思うんですが、生きたお金の使い方をしていただきたいと思います。また、専門機関の林野庁の出先機関もせっかく本山町にあるので、気軽に意見を求めてはどうかと思います。

では、次に移ります。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○8番（上田亜矢子君）2番目に、コンビニ収納についてお聞きいたします。

以前に同僚議員が質問しましたときに、システム開発にすごいお金がかかるということで難色を示されていましたが、今回システムが改良されたのでできるようになったとお聞きしましたが、その詳しいことをお聞きします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）8番、上田議員のご質問に対しまして、答弁を申し上げたいと思います。

ご質問の内容にありましたことでありますけれども、当時、利用いたしておりました住民情報システムはコンビニ収納に係る機能が備わっておりませんで、収納機能を備えるにはシステムの改修の必要があり、議員からありましたとおり、多額の費用が見込まれておりました。

昨年8月に住民情報システムの切替えに合わせて、コンビニ収納が備わっているシステムに移行をいたしました。このことによりまして、コンビニ収納のためだけに経費が発生することはなく、コンビニ収納に係る代理収納事業者との契約の費用、基本料金、収納件数に対する手数料のみで運用することが可能となったところであります。

代理収納業者との契約費用でありますけれども、初期導入費用に10万円、基本料金は月1万円、収納手数料につきましては1件当たり61円でありまして、税別でありますけれども、この費用で運用することができるようになりました。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）詳しくありがとうございました。

その安い費用でできるんだったら、例えば、県外におられる息子さんとかが、親御さんが亡くなったときに代わりに納めるときとかには大変便利になったと思います。

コンビニはいろいろあると思うんですが、ファミマ、ローソンというのは、予算委員会のおきにお聞きしましたが、ほかにも、ほかのコンビニでもできるんでしょうか。いろいろな会社が参入しているとより便利になるとは思います。教えてください。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）取扱いができるコンビニエンスストアにつきましては、先ほどありました大手のコンビニエンスストアもありますし、あと、15店舗ぐらいの店で取り扱われます。全て読み上げるわけにはいきませんが、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、その他のコンビニエンスストアで利用ができるということになっております。この内容につきましては、今年の3月に発行いたしました「広報もとやま」のほうに掲載をしておりまして、取り扱えるストア、そして対象となる業務についても掲載しておりますので、また、ご参考いただけたらと思います。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）ありがとうございました。

そうしたら、すみません。町に納めるべきお金は全てできるのでしょうか。また、住民票とかはどうなんでしょうか。それに伴いましてマイナンバーカードの普及に努められておりますが、その理由にもつながるのかお聞きいたします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）今回の取扱いできるものは、公共料金の一部の支払いができるということでの取扱いになっております。

今回収納が可能になります公共料金につきましては、税に関するものとしたしまして、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税。保険に関するものとしたしましては、介護保険料、後期高齢者医療保険料、使用料負担金に関するものとしたしましては、町営住宅の使用料、教員住宅の使用料、放課後児童クラブの利用料、水道の使用料となっております。

これにつきましても、先ほど申し上げました広報紙に掲載をしておりますし、今後、必要に応じて取扱いできる内容については住民の方にお知らせをしていきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）今後に期待しております。また、よろしく申し上げます。

次に移ります。

○議長（岩本誠生君）どうぞ移ってください。

○8番（上田亜矢子君）次がHPVワクチンについてお聞きいたします。

まず初めに、HPV、ヒトパピローマウイルスというんですが、これについて、ここからちょっと詳しくなってしまうので、簡単にまず説明させていただきます。

ヒトパピローマウイルスはありふれたウイルスで、性交渉の経験者はほとんどの方が感染していると言われております。感染してもほとんどの方は症状も出ませんし、自己免疫により体外に排出されます。しかしながら、ごくまれに個人の体質やウイルスの型によりまして、性感染症やがんにつながってしまうことがあります。日本では現在ワクチン接種によって予防することができますので、その恩恵を無駄にしないでほしいという思いから、この質問をしたいと思っております。また、がん検診による早期発見、早期治療も非常に重要ですので、定期的に受けていただきたいです。

それでは、入ります。

HPVワクチンは、2013年4月に定期接種に追加されましたが、体の痛みなどを訴える女性がいたことで、厚生労働省は2か月後に積極的な接種の呼びかけを中止し、8年間積極的勧奨を差し控えておりました。しかし、これは中止というわけではなくて、接種を希望する方には定期接種としての位置づけは続いておりました。その後、ワクチンの有効性や安全性に関する評価、接種後に生じた症状への対応などの議論が継続して行われ、令和3年11月26日に厚生労働省が開催した専門家会議で、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性が他のワクチンと比べ特に低いわけではないということが確認されまして、接種によって、子宮頸がんを予防できるという有効性が副反応のリスクを明

らかに上回ると認められました。

これを受けて、昨年11月26日、自治体宛てにHPVワクチンの積極的勧奨の差押えを終了する旨の通知が発出され、2022年4月から、積極的勧奨が順次実施されることとなりました。また、HPV（ヒトパピローマウイルス）は中咽頭がん、肛門がん、尖圭コンジローマなど、男性がかかる病気の原因にもなるため、決して女性だけに関するものではなく、近年では男性が接種することでこれらの病気につながるとして、海外では男性も公的な予防接種の対象とする国が増えております。

ヒトパピローマウイルスは、先ほど申しましたとおり、決して特殊なウイルスではなく、多くの方が感染しておりまして、その一部が子宮頸がんを発症します。200種類以上の遺伝子の型があるHPVの中で、子宮頸がんの50%から70%は、HPV16、18型の感染が原因です。

HPVに感染すること自体は特別ではなく、性交経験がある女性であれば、男性も、誰でも感染する可能性があります。しかしながら、子宮頸がん発症にまで至るのはまれです。HPVに感染すると、ウイルスが自然に排除されることもあります。そのままとどまることもあり、長い間排除されずに感染したままでいると、前がん病変を経て、子宮頸がんが発症すると考えられています。

がんは近年、20代から30代で増加しているのが特徴で、ごく初期のがんを除いて、子宮摘出となる可能性があり、その場合は妊娠や出産に影響してまいります。子宮頸がんの一部、先ほど申しました16型と18型によるものは、ヒトパピローマウイルスワクチンで予防できますが、全ての方の感染を防ぐことはできません。そのため、感染しても早期に発見できるよう、20歳になったら子宮頸がん検診を受けることが大切だと思われま

す。そこでまず初めに、本町におけるHPVワクチンのこれまでの接種状況と子宮頸がん検診の受診状況についてお聞きいたします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長（田岡明君）8番、上田亜矢子議員の質問に対しまして、町長の補足答弁をいたします。

まず、これまでの接種状況と子宮がん検診の受診状況ということでございますが、本町では国の子宮がん検診とワクチン接種緊急促進事業の取組が始まりました平成24年度より、HPVワクチンの定期接種を勧めておりました。24年度の接種状況は、13歳から20歳までの対象者、37人への接種を実施、翌25年度においては、先ほど議員よりご説明がありましたとおり、6月にワクチンの副反応への懸念が高まり、厚生労働省から積極的勧奨の差し控えが通知されことを受けまして、6人の接種にとどまっております。それ以降、約8年間は接種勧奨を控えております。

続きまして、子宮がん検診の実施の状況であります。例年町民を対象に実施をしておりまして、ここ5年間では、毎年120人から130人の方が受診をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）ありがとうございました。

これから始まります積極的接種勧奨となりますと、市町村が接種対象者やその保護者に対して、標準的な接種期間の前にはがきや予診票などを各家庭に送り、接種を促す取組みを指すわけですが、本町は具体的にどのような方法を取るのか、周知と方法についてお聞きいたします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長（田岡明君）ご質問にお答えをさせていただきます。

対象者に接種を促す対応についてということでございますが、議員ご指摘のとおり、接種対象者が正確な情報に接する機会を確保し、接種について判断、検討ができるよう行政から情報していくことは、大変重要であると考えております。

具体的には対象者であります、13歳から16歳の女子に対しまして、本年度も厚生労働省より提供がありました情報提供資材、リーフレットを個別送付をさせていただいております、それによって周知を図っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）ありがとうございます。

それでは、来月から積極的勧奨を順次実施される、4月からということで、来月からされることとなりますが、本町における接種形態や場所、時期、タイムスケジュールについて教えてください。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

今後のタイムスケジュール等でございますが、令和4年度よりHPVワクチンの個別勧奨を再開していくことにつきましては、厚生労働省より全国の市区町村に対しまして、ちょっと本日の午後から、第1回目の自治体向け説明会がオンラインのほうで開催されるようになっております。その中で、直近の動向でありますとか、今後の接種を進めるに当たっての留意点等が国のほうより説明されることとなっております。よって、具体的な対応につきましては、現時点ではまだ検討ができておりませんが、今回、国からの説明を受けまして、順次対応していく方針でございます。

まずは、やはり接種対象者に対しまして、接種後の副反応のリスクのことですと、ワクチンの効果、安全性などにつきまして正確な情報提供をして、理解を深めていただくということがまず重要であると考えておりますので、当面はそこへ力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君） 8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）ぜひよろしく願いいたします。

次に、平成25年以降に積極的勧奨の中止期間中に接種機会を逃してしまった世代への、いわゆるキャッチアップ接種の支援についてお伺いいたします。

対象年齢や接種期間、周知、勧奨の取扱いについてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

中止期間中に接種機会を逃してしまったキャッチアップ接種への対応でございますが、議員ご指摘のとおり、接種控えが長期間続いたことによりまして接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する必要があることから、従来の対象年齢を超えて接種を行う、キャッチアップ接種の実施が検討されております。

国のほうのスケジュールでは、令和4年度から6年度の3か年の期間で実施することが示されておりまして、本町でも、その方針に従って計画的に実施をしていく考えであります。なお、キャッチアップ接種の対象者は、平成9年度生まれから平成17年度生まれの9学年の女性の方が対象となってきますので、その方々に周知させていただく予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）ありがとうございます。

接種後に体調の変化を感じた際に、どこに相談して、どこを受診すればよいのか、接種後は大変不安だと思っておりますので、そのような場合には十分な体制を確保されているのでしょうか。ワクチン接種後に生じた症状に対する診療体制についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子君）8番、上田議員のご質問に対し、お答えいたします。

ワクチンにつきましては、HPV以外にも様々なワクチンを当院では接種しているところなんですけれども、やはりワクチンを打って副反応等出てお困りの方は、やはりその打った病院に一番にかかっているか、相談していただくのが一番優先かと思っております。当院もその対応はできますので、積極的にワクチンを接種していただければと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）よろしく願いいたします。

その次に、予防接種の副反応による健康被害は極めてまれですが、まれに生ずるものですので、接種に関わる過失有無にかかわらず、予防接種と健康被害の因果関係が認定された方を迅速に救済する予防接種法、予防接種健康被害救済制度についても併せて周知できているのか、お聞きいたします。

○議長（岩本誠生君）健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

予防接種と健康被害への因果関係が認定された方への救済制度の対応につきましては、HPVワクチンも予防接種法に伴います健康被害救済制度のほうに該当しておりますので、その法に基づいて本町も対応していく考えでございます。なお、その件も含めて、対象者の方にはそういう制度があるということも、また同時に広報・啓発をさせていただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）よろしく願いいたします。

2013年にHPVワクチンを接種した女性、ここで言ったら37人と6人で、43人、町内では、日本各地でもされたんですが、その女性が約10年現在、時がたちましたが、この方々から子宮頸がんになった症例はないようです。最初にも言いましたが、ワクチン接種により予防することができますので、本当にその恩恵を受けていただきたいと思いません。必要以上に怖がるのではなく、効果とリスクを正しく知った上で受けるかどうかを判断していただきたいです。本町も、国の勧めによってワクチン接種を推奨していただけるということで安心いたしました。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、8番、上田亜矢子さんの一般質問を終わります。

消毒のため、暫時休憩します。

休憩 13:32

再開 13:33

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、永野栄一君の一般質問を許します。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）議長にお許しをいただきましたので、9番、永野栄一、一般質問を行います。

今回、澤田町長、初めての、私のほうも初めて質問をいたしますので、多少緊張するところがあると思います。不明な点とか、ちょっとおかしいこと言っているなということであれば、反問権を使っていただいて討論を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

さて、澤田町長とは、議会事務局長時代にいろいろお世話になって、平成23年度には当時の議会改革の集大成であります本山町議会基本条例を策定することができました。今般あるのも、こういった基本条例があつて議会が活性化したと、私は感じております。

そこで、今般、町長が施政方針の中で、町民の皆様と情報を共有し、対話を重ね、それを行政に反映していく住民主役のまちづくりを肝に銘じ、本山町を誇りに思える元気と希望の持てるまちづくりに取り組んでまいりますということで、表明しております。

翻って、基本条例の前文をちょっと、私も初心に戻るという意味で見ってみました。ちょっと全部は紹介しませんが、ちょっと二、三行ですね。この前文には、本山町は1910年(明治43年)に町政を施行し、幾多の変遷を乗り越えて1世紀が経過しました、今生きる私たちは多くの先人が築き上げられたこの長い歴史ある本山町を誇りの持てる町として、次の世代、次の世紀に引き継いでいくとともに、さらなる発展を目指す責務がありますということで規定しています。これらを実現するためにいろいろ施策を、当時の事務局長であります澤田町長とともに、今回の議会改革を進めてきたわけですが、多分、そのときの思いというものが今回の町長の施政方針でも出てきたのではないかと思います。

もともと代表二元制の中、すなわち、町長の行政権、それと予算提出権に対して、議会は承認をする議決権というのがあって、ある程度の緊張感のある中で行政が進んでいくというのが基本です。その中で、基本条例の中では、やはり監視機能というのは当然ですけども、情報公開をしながら政策提言というのをしていくべきだということがうたわれています。

そこで、今回、町長初めての一般質問での、答弁をするわけですが、本会については私としては、一つ目に本山町の課題について、二つ目に本山町ジオパーク構想について、3番目、本山町の特産品の奨励と農業振興について、そして最後に大原富枝文学館と図書館の整備についてということで、政策提言をしながら、本山町の発展のため、町民の福祉向上のために提言をしていきますので、どうか真剣にというか、今後の課題の参考として検討していただけたらなという思いがあります。

そこで、まず最初に、本山町の課題について質問をいたします。

町長は一旦、町内から出られ、東北の復興に寄与されてきました。多分、ずっと本山町にいるとなかなか見えない課題があったと思います。今回帰ってこられて、やはり本山町をもっともっと発展させたい、活性化させたいという思いで町長になられたと思います。そこで、まず、対策をするには、本山町の課題は何かというのを十分認識して、そして対策を立てていくというのが手順ですので、今、同僚議員等の今までの質問、一般質問の中で町長の答弁を聞いてみますと、これから分析をしてというところだと思います。

予算編成についても、同僚議員が質問されておりましたが、どういう予算だという命名をというような質問もありましたが、多分、聞いたら11月に査定があったということで、町長の施策等についてはあまり反映されていなかったらと。今回の見て見ますと、コロナ対策予算かなと、したがって、澤田町長の施策ということに関しては、ちょっとステルス、ちょっと隠れた、ちょっとあまり反映されていない予算編成になっているらとと思います。これについては、今後、分析とか対策が完了次第、補正予算等でどんな澤田町政の施策を出していただきたいと願っております。

そこで質問です。

本町において、少子高齢化による過疎化や財源問題、それから、道路とか橋、それと文学館等の建物などのインフラ整備の課題のほか、多々課題があります。そこで、町長が今、考える本町の課題とは何かと、そして、今、解決策等を持っておられるのであれば、その解決策と取組について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えをいたします。

懐かしい話もありまして、議会基本条例、条例に前文があるというのは珍しくて、この条例に気持ちを入れるということで、前文を皆さんと一緒に考えてつくったというふうに記憶をしております。議会運営の基本となる条例ということで、皆さんと一緒に作り上げてきたものでございました。

今のご質問の今の本山町の課題、やはり人口減少の問題がやはり非常に重要だと思います。それは、産業の振興でも学校教育でも、いろんなところにその人口減少の影響が出てきておりますので、地域の商工業でもそうでございますし、後継者の問題、農業や林業、畜産なんかのそういった産業も、人口減少に伴う大きな影響が出てきておるように思います。

外から見た本山町ということで、でも、帰ってきて、確かに人口は減少しておりますけれども、結構若い皆さんが頑張っているというのも、私はそういうふうに、私の目には映りました。地域で商業でもやられている方、それから畜産なんかでもそうですし、農業でもそうですし、そういう皆さんと一緒に元気な町をつくりたいという思いで、その決意で立候補をいたしました。

そういう意味での課題は、やっぱり人口減少、歯止めをかけるということは非常に重要な課題だと思いますけれども、あわせまして、地域地域での、地域を支えていくという共同体ですね、地域共同体の課題も確かにあろうかと思えます。

このご質問をいただいたときに、私、地元の共同作業なんかへも出ますけれども、だんだんまだ私のほうが若いしというふうに言われておりまして、62ですけども、なかなかその地域の共同作業とかいう、共同体の運営もなかなか厳しくなっておるといところなんかも、その人口減少によって生じておるものだろうというふうに思います。この人口の過疎化を食い止めていくということは非常に重要な課題だというふうに、私は受け止めております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）最後に過疎化を止めるということを発言されましたのであれですが、私もやっぱり人口減少というのは問題だろうと、町長の言われるように集落の維持が困難になる、幾ら若い人が頑張っているといっても、人数がやっぱりいなければ生活は成り立

ちません。いろんな産業を起こすにしても、人は要るわけです。だから、そういう意味で、やはり施政方針でも述べられていますように、住みたい町、そして住める町というような感じをつくるには、やはり必要最小限の人口が必要だと思います。

現在、2月28日で3,188ですかね、3,100ちょっとぐらいの人口になっていると、何か広報紙に載っていたと思いますが、やはり3,000を切り出すと、なかなかいろんな産業が衰退していくだろうと思われま

す。本山町では、統計はまだ取っておられないとは思いますが、2月28日の高知新聞、同僚議員が少し集落活動センターの維持の件でちらっと言っていましたけれども、この2月28日の高知新聞によりますと、県内の小規模集落を対象に県が2021年度に行った集落実態調査で、39.9%が10年後の集落活動は維持できないと回答したということが中間報告で述べられております。集落活動センターの維持については、再三言っていますように、道路、水路などの供用施設の管理、田役、祭りの継承などの活動を念頭にしたアンケートの質問では、維持できるは前は27.6%だったのが、今回は10.7ポイント減の16.9%ということで、維持はできないという回答が増えているという状況がこの新聞記事には述べられておりました。

多分、本山町も先ほど北山東の現状について少し町長も述べられておりましたけれども、いろんな維持活動ができなくなる。幾ら若い頑張っている人がいるといっても、やっぱり人数が必要だろうということで、やはりそのためにはいろんな施策が必要じゃないかと思

います。こういったところで、ある程度住民の意見を聞きながら進めるというのは大変いいことですけれども、町長がまず声を発して、先頭に立ってやっていく項目もあるんじゃないかと。特にこの過疎化対策等については、積極的に発信をして、こういうのはどうだろうということを住民の人に聞いていく、そして、その中で町長の思いどおりにならないところもあるかもしれないけれども、その意見を参考に煮詰めて事業化していくということが正しいやり方じゃないかなというふうに思います。

今回の答弁を聞いて、同僚議員の質問に対する答弁を聞いていますと、これから聞くということで、大体終わっていますけれども、やはり姿勢としては聞く耳を持ちながら、自分はどういうことが問題であるかということを経営公開しながら、住民の反応を見ていくというのが一番、素早く、あるいは的確に対応できる姿勢じゃないかと思いますが、町長、どういうふうに思われますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

少し論点がずれるかもしれませんが、本町では行政でなかなか手が届かないところ、道路や側溝の草刈りや清掃なども、地域の共同作業として担ってきていただいております。また、簡易水道が普及していない地域でも、飲料水の供給施設など、関係者の皆様に維持管理をしていただいております。ほかにも、今議員のご指摘ありましたけれども、

敬老会や様々な地区での行事もその各地区で運営をしていただいております。しかし、ご指摘のとおり、人口減少や高齢化などがございまして、共同作業等の維持も困難になってきているというのは、永野議員と同じ思いでございます。

一方で、地域で共同作業は地域内の連携を強めるというような役割も当然ありますし、その重要性も私も認識をしております。それとあわせまして、地域の皆さんは地域に愛着がありますので、自分の地域で生活を続けていきたいというふうに思われているのも現実でございます。そうした中で、行政としてできることがどんなことがあるのかなというふうに、私も考えてみました。確かに、聞くだけじゃなくて、こちらから打って出るということも必要だろうというふうには思います。そういった地域の共同作業なんかの負担軽減なんかも、そういった取組なんかもこちらからもやって、進めていかななくてはならないということを感じます。

道造りなんかもせつかく道路清掃しても、翌日、強風が吹けば、道路の両側の木から枝葉が落ちて、1日で道路がもう枝葉だらけというようなことも経験しておりますし、渇水期なんかには、給水施設なんかの維持困難なんかも地域では起こっておりますし、もう水がなかなか、この環境で水なんかもなかなか確保できないということで、どうしても地域を離れざるを得ないというケースも、私も見てきております。

やっぱりそういうときには、そういった給水施設を維持管理するのは、待っておるんじゃないかと、戸数、一定の戸数が必要になってくる場合もありますけれども、やはりそういった給水施設の改善なんかも積極的にこちらからも働きかけていかななくてはならないんじゃないかというようなことも感じます。水道の維持管理というのは非常に労力が要りますけれども、今は技術、施設も進歩しておりますので、割と簡単にろ過置の清掃とか、そういったこともできるような施設もあまして、そういうふうに負担軽減をするということにつながるものについては、町のほうからも積極的に進めていかなければならないというふうに思います。

森林環境譲与税を活用して、今景観のしずえ切りも進めておりますけれども、あれをやっただけでも、道路の維持管理、随分労力の軽減にもつながっておりますし、それから、送風機というんですかね、あれを地域に導入することによって、それだけでも、今まで竹ぼうきで掃いていた道路清掃が2倍も3倍も楽になるというようなこともございます。そういったことなんかも地域の皆さんにもご紹介もしながら、そういった地域活動なんかをみんなで労力を軽減しながら、地域共同作業も続けていけるような手だても続けていきたいというふうに思います。

話を聞くというのを私は基本にはしておりますけれども、やはりそういったやっていいことについては積極的にこちらからも情報発信もして、地域のほうで取り入れていただくということも取り組んでいきたいということは、当然でございますけれども、考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）ぜひそういうことで。各職員、各課長は、今までの地域の問題点とか、ある程度の解決策等を持っていると思いますので、まず、そういった意見も聞きながら住民の意見も聞いて、実行に移していくということをしていただいたらと思います。

それでちょっと先ほどの訂正します。2月28日現在の人口、多分、3,314人で、世帯数が1,828かなということで、1家庭2人弱ですかね。だから、家族構成にも問題というか、これから少子高齢化の時代になりますので、もう10年といわず、5年後にはかなりの高齢化になって働き手がいなくなると。若い人は確かに頑張っている。頑張らざるを得ないですよ。働く人が少ない、働ける人というか、若い人が少ないわけですから、頑張らざるを得ないんですけれども、やはりそういった若い人たちの、援助と言ったらおかしいんですけれども、やっぱり若い人も高齢者も、共に働けるような、本山町の人はある程度の元気、人口があれば、産業も低下しないし、いろんな作業も協力体制が取れるだろうと思いますので、積極的に当初予算にこだわらず、施策が決まれば補正予算を組んで、今後調整を進めていただきたいなと希望をいたしまして、一つ目、1問目終わりたいと思います。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○9番（永野栄一君）次、2問目ですけれども、本山町ジオパーク構想についてです。

澤田町長が就任する前からずっと話していたので、あまりここでは詳しい話はいたしませんけれども、通告文書を読んで、取りあえず1問目のこの質問にしたいと思います。

本町においては、汗見川に代表される変成岩の露頭、いわゆる岩が見えるところや白髪山周辺の蛇紋岩とその植物群、それから、奥工石山の紅廉石、これまた厚さが100メートル以上ということで、専門家に言わせると、多分世界一じゃないかと。世界一かどうかというのは確認できていないけれども、世界でも有数の厚さを持つ紅廉石、いわゆるマンガンの山ということになります。そういったもの、そして、御荷鉾帯の地滑り地帯に広がる大石・吉延の棚田とそこに暮らす住民の文化があるということ、この資源については、日本ジオパークに推薦できる資源とされています。

いろんな施策があって、ジオパーク構想というのは今までなかなか進められていなかったわけですが、環境は徐々に整ってきているのかなと、先ほどの同僚議員の説明、質問においても、例えば、ツアーガイドとか登山ガイドだとかという話も出ていました。こういったものとか、地域活動が徐々に充実していけば、それなりの活動ができてくるんじゃないかと思えます。

したがって、この資源を生かすためには、やはり住民の支援が必要ですが、そういったソフト面も整備をしていくことによって、交流人口の拡大が図られる、そのことによって雇用の創出、あるいは住民の郷土愛というか、ここが自慢だというような、本山町に愛着を持つような人材も育っていくだろうと思われれます。

町長、新しく町長になられたわけですが、この本山町ジオパーク構想について、職員の方から多分、聞いていると思いますが、今後、私は進めていくべきだという提言を

ここでしたいわけですがけれども、町長が、まだ心に多分、短い期間ですので、決めていないと思いますけれども、感じとしてだけでもいいです。現在のこの本山町ジオパーク構想についての取りあえず考えを述べていただけたらと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）本山町ジオパーク構想につきまして、永野議員に答弁をさせていただきます。

私にもわかでございませうけれども、レクチャーを受けたり、自分でも調べてみたりしてみました。ジオパークでは、まず、そのジオパークの見どころとなる場所をジオサイトに指定して、多くの方が将来にわたって地域の魅力を知り、利用できるよう保護を行い、その上で、これらのジオサイトを教育やジオツアーなどの観光活動に生かし、地域を元気にする活動やそこに住む人たちに地域のすばらしさを知ってもらう活動を行うと、資料で拝見をしました。

ジオパーク構想につきましては、本山町の位置、また、汗見川流域は地質学的にも特異な地域で、学者の方々も多く訪れているとお聞きをいたしました。本山町にある枕状溶岩や白髪山八反などの根下がヒノキ群、工石山の紅廉石、白髪山周辺の蛇紋岩とか林業遺産、吉野川右岸地域に広がる棚田など、営々と受け継がれてきました歴史や文化は、本山町の重要な資源ですし、ジオパークという見どころとなるジオサイトに当たるものだというふうに思います。また、本山町をステージとした体験活動、いわゆる山岳観光とか、吉野川をステージとしたラフティングやカヌーなど、それから、食もこのジオパークの活動には含まれてくるというふうに、私は思います。

町では、それぞれ資源を地域振興や教育などに生かすべく、魅力や価値、規模などの調査や研究、資源の保全に取り組むとともに、ガイドの養成や体験プログラムでの活用を進めてきておるところでございます。

現在、それぞれの資源として生かされてきてはおりますけれども、広く捉えてジオパークという、私、見てみました。大地の公園というふうにするんでしょうか、という位置づけまでにはまだうたっていないのではないのでしょうかと、点々とポイントポイントでこういうジオサイトとして存在しておりますけれども、それが本山町全体としてジオパークという位置づけまでには至っていないんじゃないかなというふうに思います。

本山町の皆さんにこのすばらしい資源をさらに広げて知ってもらうということ、千葉県にある地質標本館ですかね、そこには紅廉石が、本山町の汗見川から持っていかれた紅廉石も展示されておりますし、先ほど言われましたとおり、紅廉石も貴重なものだというふうに思います。やはりそのすばらしい資源を本山町の皆さんにも知ってもらうと、地域の盛り上がりを醸成していくということも必要ではないかなというふうに思います。

本年度パンフレットなんかも作成も計画しておりますけれども、やはりそういうものを使って、本山町の皆さんに、本山町にはこういうすばらしい資源があるんだ、それから、本山町の位置、それから汗見川、この地質、吉野川を挟んで、私も得意分野ではございま

せんので、あまりうまく言えませんけれども、特異な地域、地質を持った本山町なんだと、学者の方なんかもたくさんおいでしているんだと、研究にですね、そういうことを本山町の住民の皆さんにもお知らせしていくという、広報をしていくということも重要であろうかと考えます。

以上であります。

○議長（岩本誠生君） 9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君） そのとおりで、ジオパーク構想までは至っていないというのが、町長の答弁だったと思います。だからこそ、私はもうちょっと進めていただきたいなど。

確かに今は個々の資源をそれぞれ生かしていくという方針というようなところなんですけど、個別の資源を生かすためにも、やっぱり全体的な取りまとめというか、その個々の資源を広く大きく生かすためには、もっと広い観点からというか、組織が必要ではないかな、私はそう思うわけです。今は確かにアウトドアの里ができて、ほぼ登山とかカヌーだとかいうのは各業者、民間になっているわけですけども、そういったものも含めて、我々がここに住んでいる本山町とはどういう位置にあって、どれぐらいの価値があるかというふうなことを住民の方々が知る、そして、本山町に愛着を持つということでは、個々というよりは全体的、本山町全体を誇りに思えると、希望が持てるということが分かっていたくためには、やはり大きな構想の下、事業を進めていくほうが、私は町のため、住民の雇用創出だとかそういったものも含めて、認知されていくんではないかというように思います。

やはりそのためには、体制が必要なわけですけども、現状では兼務ですよ。だから、本来ならそういったことを提言をする、企画課が基本的には将来のいろんな事業の要になるわけですけども、それぞれ個々の資源を活用するのではなくて、今回のジオパーク構想というのは、町長が言われたように、もっと広い、広い意味での組織ですので、それをまとめ上げるというか、個々の資源を有効に使うためには、やはり専門員というか、専門において進めなければ、なかなか、例えば、日本ジオパークの認知活動までは持っていけないだろうと。

土佐清水の例を見てみますと、定年退職された地質の専門の、今、高知新聞で多分、記事が1週間に1回ぐらい出ていますかね、地質関係の。そういった人が入ってやはり進めていかないとなかなか進まないというところもありますので、現状の方針というか、だけではなくて、もっと違った発想の中で今後の本山町の交流人口の在り方、過疎対策の在り方とかいうのを、私は考えていっていただきたいなど。

町政の運営というのは、期待が持てるというのは、新しい、今までのことをずっとしていったんでは、あまり期待が逆に持たないですね。何か違うことをやるから期待が持てる。だから、それは失敗もあるかもしれない、挑戦するわけですから。だけれども、失敗ができるだけ少ないようにいろんな準備をしていく、そういうことは必要です。だから、そのためにはやはり片手間な仕事ではなくて、本当にできるかできないかというところを煮詰

めるためには、やはり専門家の話を聞きながら、できれば専門員を置いて、どうするかというのを決めるぐらいの覚悟がないと、やっぱり期待が持てる施策にはならないだろうと思います。

そのためには財政問題等もありますので、当然、今までやってきた事業の整理も必要なところも出てくるかもしれませんが、だけれども、やはり転換するためには思い切った施策、事業が必要だと思いますが、その辺について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

個々に取り扱っていくというふうには答弁したつもりはなくて、現状がなかなかそのポイントポイントでこの全体的な関連づけた取組、まだ今のところ醸成されていないんじゃないかという思いで発言をしました。

だから、今後も個々で資源を磨き上げていくと、活用していくという考え方では、私はございません。それを全体的にその地域の資源として磨き上げていけば、ジオパークというところまで行き着くのかなと。だから、町民の皆さんにもそういった資源があるということを知っていただいて、思いを醸成していくということが必要じゃないかということで、個々個々のもので取り組んでいくというふうには、私も永野議員と同じ思いでございます。

吉野川でラフティングしていても、本山町というこのエリアの中で、こういう地質の中で、本山町というラフティングを楽しむんじゃないかと、吉野川、そして吉野川の周辺がどういふものがあるのかということ、その中にこの吉野川が流れているという、広く捉えればですね、そういうふうにもう少し広くステージを見るといふ考え方については、私も同じ思いです。

そういう思いを町民の皆さんにも情報発信をしていくことで醸成していくというんですかね、本山町ってそういう地質なんだとか、そういう資源があるんだとか、それから、そういう歴史から来ていると、棚田はどういふ地質でどういふふうに造られてきたのかとか、北岸はどういふ地質なのかというようなことですよ。

全然吉野川挟んで形状が違いますけれども、そういったことなんかを住民の方に、私も本当素人ですので、地質学についても十分ではございませんけれども、そういうことを町民の皆さんにいろんな情報提供していく中で、ああ、本山町って、そういうところに位置しているのかと、三波川帯とか、御荷鉾とか、そういういろんな地質が非常に絡まった特異な地域が本山町というのを聞きまして、そういったことを町民の皆さんにも知っていただくという中で、そういうジオパークというところまでに醸成していったらいいんじゃないかなというふうに思っています。

個々個々を使って資源として活用していくというふうな、今はそうなっているんじゃないでしょうかというところが私の思いでして、今後ジオパーク構想について、そういう資源を保全しながら、やっぱり全体的な取組に進めていくというところだろうと思います。

なかなか今すぐに専門員を置くというところまではいっておりませんが、そういったそういう思いを持っている職員なんかの育成もしながら、この挑戦をしていくと、挑戦してもらいたいという話、挑戦していくということについては、取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）ぜひ進めていただきたいとします。

専門員といっても本当、地質の専門だけではなくて、いろんなありますし、要は、職員の方でも、それは当然いいわけです。ただ、片手間にできるような作業ではないということだけなんです。できれば、専門家というか、地域おこし協力隊等の制度を使ってやれば、3年間は何とか予算的といいますか、財政的にも楽に確保できるわけですので、そういったことも含めて検討していただけたらなと思います。

それから、住民の協力って、これからも確かに問題です。先ほどの同僚議員の質問において、ガイド養成が現在56名で、町内23名ということは答弁されておりました。それと同時に、各地域だとか集落活動センターだとか、それからモンベル等いろいろ協力していただけたところがたくさんあると思います。そういったことも含めて、まとめ役というか、つなげていく、ぱらぱらとあったのをつなげる、有機化というか、つなげていく、そういうことによって強固な組織というか運営が出てくるんじゃないか、そのことによって、新しい事業というか新しい産業が生まれてくるというふうに思いますので、ぜひ、今のままでいいんじゃないのみたいではなくて、もう少し積極的な、できれば、多分また4月に編成替えがあると思いますが、そういったことも含めて、人事配置とかいうことを考えていただけたらと思います。

以上で2問目。

○議長（岩本誠生君） 3問目に移ってください。

○9番（永野栄一君）次は、本山町の特産品の奨励と農業振興についてということです。

現在、本町は天空の郷米を中心に、天空の郷米を利用した焼酎だとか、それからいろんなお菓子等の製品が出ています。そのほかにもシイタケとか、今回、できますが、パプリカ、また新しい特産品になると思います。それと、12月議会でも言いましたように、世界に一つしかないというか、キク科のノーブル系の花卉があります。こういったものは、多分今後とも本山町の特産品になって、ふるさと納税の返礼品にも活用できるだろうと思います。

しかしながら、その栽培技術や流通の問題、資金の問題、あるいは後継者の問題などもあって、事業の継続や事業化には多くの問題が生じているのも事実であります。これらの問題を解決するためには、やはり農業公社の活用が重要であると考えますが、今後、本山町の特産品の奨励、どういうふうにされていくのか、そして、農業振興についてどのように考えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

本山町の特産品の奨励と農業振興についてということでご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、特産品の奨励や事業の継続及び事業化など、課題解決に農業公社の役割は大きいものがあると思います。耕作技術などは、長く農業に従事されている皆さんにまだまだかかいませんが、特産品の開発や諸課題の解決などについて、集落営農組織などの地域で活躍されている農家の皆さんと連携してコーディネートしていく、そういう役割が農業公社にはあるんだろうなというふうに感じております。

なお、担当課長から補足答弁をいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）町長の補足答弁を申し上げます。

町長も先ほど申し上げましたとおり、やはり特産品に関しましては、今までも本山町内においても、古くは各地域に生活改善グループ等が組織されて、いろんな製品の加工、それと、当時はサニーマートなんかへの流通なんかも非常に盛んな時期がございましたし、現在は公社を中心とした天空の郷を中心に、あらゆる加工品の開発に関わっているところでございます。

今後におきましても、やはりいろんな課題はございます。例えば、施設の問題であるとか、関わる人材等の問題もいろんな課題がございまして、これは公社の担当とも話をしたところでございますが、やはりそういった公社の果たすべき役割は当然、今後ますます重要になってこようかと思っておりますし、やっぱりそういった生産者の思いであるとか、そういったものを十分聞き取りながら、今後の新たな特産品づくりにつなげていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ちょっと中断しましょうか。

続けましょう。どうぞ。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）町長のほうからは、農業公社がコーディネートする役があると、それから担当課長のほうから、施設とか人材が今後問題になってくるだろうという話をされました。

特産品にするのには、ある程度の量も必要なんですよ。そのためには施設、それから、そういったものをまとめていく力というのがやっぱり必要だと思います。そのうち、何か例えばグループをつくるのか、そういうこと、そうすると、やはり町とか農業公社がある程度、町長言われたコーディネートの役目をする人が要るだろうと。

12月議会では花卉で例を取って質問をしましたがけれども、例えば、冷蔵庫については、なかなか個人で買って、今後、後継者もない中で続けていくことが難しいというような話もしました。予算を見ても、今回のあれにはそういった項目の予算もついていなかったようですけれども、生産者の声、そして、市場のニーズ、今後どういものがやは

り重要なのか。

特産品ということであれば、できるだけ本山町で作るのが、本当に適地であって、なおかつ希少価値があるというのが、多分特産品になるだろうと。全国どこでも、世界どこでも十分に作れて簡単に作れるというようなものは、これは特産品じゃないんだと、私は思います。だからそういう意味において、本山町に合った製品、栽培方法、それから時期ですね。よそが出荷をしていないときに自分のところが出せる作物とかいうのが、やはり大事だろうと思います。

そういうことを考えて特産品の奨励ということになれば、それほど多くの特産物を奨励するということにはならないだろうと思います。特に本山町においては、農地が面積が小さいというのがあります。だから、そういう意味においては、私は特許制度で取っているノーブルなんかは、本当世界ですからね、本当に特産品になるだろうと。それから、先ほどのジオパークのところでも地質の話は町長もされていましたが、やっぱり本山町に合った、土壌に合った、気候に合った製品、昔はお茶ですけども、今はお茶もなかなか出せなくなったし、それから、コンニャクも生産者能力が落ちて、なかなかいけないものになると思います。だから、農業公社がやはり中心に入らないと、これから新しい特産物を作る、あるいは救済していく、今作っているけれども、ちょっともう生産が少なくなっているということを手助けするためには、やはり農業公社が手を添えて、生産を増やす、流通ベースに乗せられる、やっぱり産業にしないといけないと思う。

だから、農業公社が取り扱う作物が増えるかもしれませんが、少なくとも農業公社が今手助けをしないと、そのまま廃れていく、本当の本山町の特産品というのが減っていくような状況になっているのではないかと思います。その辺の問題意識というか、どういうふうに町としては認識しているのか、多分もうこれ、町長はあれですから、担当課長のほうが多分、認識していると思いますので、私から指定はできませんけれども、町の今の特産品にできるような製品は何なのかということも含めて、答弁を願えたらと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）お答えをいたします。

永野議員もおっしゃられたように、やはり特産品となりますと、時期もそうですし、量もそうですし、特別な思いというか、その地域でなければいけないというふうな、そういった特別なものに限定されてくるものだというふうには認識しておりますし、そこを今後、特産品の開発、展開等については、先ほども申し上げましたように農業公社の果たす役割は非常に大きいものがあると思います。

昨年12月議会にもそういったノーブルのお話も永野議員からも出されておりましたし、やはり特別な花であって、例えば、ノーブルという品種を言いますと、特別な花でもあり、やっぱり生産者の思いもあるかと思えます。そういったことで、今後、生産者の思いも十

分聞きながら、公社であるとか、町、普及所等が一緒になって、今後展開していったらと、展開していくべきだというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（岩本誠生君） 9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）ということで、生産者の思いをかなえていくということでありまして、同僚議員の質問においては、これからの特産品の、ちょっと私メモをするのを忘れて何々だったかなという思いもあるわけですが、現在のところ、汗見川集落活動センターではシソを中心に、それから、その加工、そういったものと、なめかわ集落活動センターもそれにバックアップしているというふうなところもあります。

だから、そういった団体だとか、個人ではやはり広く継続的にというのはなかなか難しいところもあるわけです。だから、当然農業公社がバックアップしながら、やはりそういったところも、こういうのを商業ベースに乗せたいので、生産をとというような話も持っていくべきかなと。

なめかわ集落活動センターでは、ケールかな、何かそういう栽培か何かの講習もあると聞きましたけれども、そういったことも個々じゃなくて、ある程度広くやるためには、この土壌に合った、気候に合った製品というものはある程度町も把握しながら、今後特産品として推進していく必要があるかなというのがあります。

そういったことについて、確かに民間活用で、民間が作るから、個人が作るからということもあるかもしれませんが、本山町の特産として売り出すのであれば、やはり農業公社なり町が今後ともある程度の支援だとか、企画だとかいうことも含めて、事業展開というか、農業振興策を取っていくべきだと思いますが、今まで以上にそういったことも大局的に、個々じゃなく、産業として特産品を取り扱えるような体制をつくっていただきたいと思うんですが、町のお考えを、答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 答弁のほうですが、ちょっと45分になりましたので、準備をするところもありますので、ここで暫時休憩して、哀悼の黙禱をささげたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 14:32

再開 14:37

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君） お答えをいたします。

先ほどの特産品の加工等につきましては、やはり農業公社等が今までいろんな加工開発にも関わってきております。けれども、ヤーコンの開発であっても、作り手、担い手、や

っぱりそういった方の確保が今後とも重要になってきますので、そういった生産者の確保、それと流通関係のJA、それと専門家である普及所等々の手助けをいただかないと、やっぱり新たな加工品、特産品というものはなかなか芽生えてこないというふうに考えておりますし、そういったことも踏まえて、今後とも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）やり方としてはそのとおりだと思いますが、ただ、民間に任すというと、施策としては放ったらかしになるよね。産業振興の放ったらかしになる。民間だからって。そこは状況、現状といいますか、本山町の農業の在り方だとか、それから生産者の意気込みだとかいうことも踏まえた上で、小さな意見があればそれを取り上げて、本当に産業化できるのかということは、やはり町は把握しておかなければいけない。作るのは生産者だからって、放ったらかしにしておいたら、それは産業化にならないですよ。

だから、そこのところは認識して、これは特産品になるということが認識できれば、積極的に言えば応援していくのが、私は産業振興につながるんじゃないかと思いますので、ぜひ今、言われたように農業公社、JA当然、引き込まないと量が保てない、流通が保てないということになりますので、そこはそのとおりだと思いますけれども、最初の取っかかりはやはり特産品としてやっていくということであれば、そのやる気のある人間がいれば、支援していくのが本来の姿じゃないかと思いますので、農業振興については、やはりもうちょっと積極的な関与が必要じゃないかなというように感じましたので、今後の町政の動向については、今後も注視していきたいと思いますので、ぜひご配慮願いたいと思います。

それでは、次。

○議長（岩本誠生君）次へ進んでください。

○9番（永野栄一君）それでは、最後の質問になります。

大原富枝文化館と図書室の整備についてです。

これについては、ご存じのように大原富枝文学館については、耐震化が確認されていないというか、耐震化ない、あれですね。それから図書室は中央公民館の1階にありますけれども、手狭な状況であります。そういったことを踏まえて、教育の町ということを標榜しているわけですが、こういったこと、いろんな安心・安全の町、あるいは教育面、図書の貸出しの利用状況から見ても、やはり改善していく必要があるだろうということで、早急な整備計画を立てて整備を進めていく必要があるんじゃないかと思われま。

これに対して、昨年、今年度か、令和3年度には今、住民参加の検討委員会、今回の施政方針では本山町教育施設運営等検討委員会、立ち上げて、2回ほど開催したということをお聞きいたしました。教育長の今までの答弁では、令和3年度中ぐらにある程度の方方向性は示したいなということでありましたけれども、まだ2回ですので、多分、示せるところまでいっているかなというようなクエスチョンマークもつくわけですが、今までの住

民のといえますか、この検討委員会の意見はどのようなものであって、今後本山町としてどういうふうにしていくのかということについて、説明を求めたいと思います。

なお、それに先立って、この本山町教育施設運営等検討委員会というのはどういう形のものなのかと、すなわち、答申を求めているのか、あるいは施設運営等ですので、これは運営、改築とかいう言葉がない。運営ですよ。運営等と書いているわけですけども、どういう性格のものなのかということをもまず説明をしていただいて、現在のこの委員会の意見と町の今後の方針について、その後、答弁を願えたらと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）9番、永野栄一議員さんの質問に対し、答弁を申し上げます。

大原富枝文学館図書室の整備についてでございますが、大原富枝文学館は築70年を経過し、耐震性がなく、整備が必要というふうに考えております。さくら図書室は来室者3,200人、貸出し冊数は年1万2,000冊を超え、多くの方に利用いただいておりますが、大変狭隘であり、ゆっくりと過ごす空間とはなっていません。

令和3年度において、本山町教育施設運営等検討委員会を立ち上げ、協議を始めたところであります。協議していただく内容といたしましては、大原富枝文学館、さくら図書室の運営方針に関する事、旧柿本医院に保存している民具や遺跡等の展示方法など、施設機能や運営についての協議、大原富枝文学館施設、狭隘なさくら図書室の改善方法など、施設の在り方についての検討をお願いしているところでございます。

1回目の会議では、各施設の現状報告をして意見交換、2回目の会議では、各委員に施設内容、各施設の取組や活動、各委員のできること、事務局に求めることなどについて意見をいただいて、施設整備の方向性、運営等について協議をしております。その協議の中で、施設ごとにもう少し運営や展示など、内容について施設の担当者にも参加をいただいで、詳細を確認しながら協議をしていったほうが良いということになりました。

先日、第3回目の会議を開催しまして、大原富枝文学館の内容について協議を行っております。運営の現状の確認や施設運営への提案など、ご論議をいただいたところでございます。

今後の計画としましては、令和4年度に引き続きまして、さくら図書室あるいは埋蔵文化財等の文化財に関する事をそれぞれ委員会で協議いただき、会議で提案もありましたが、いろんな図書館法でありますとか、埋蔵文化財、そういったものの研修もしながら取りまとめを行い、中間報告として出せるように計画をしていくところを協議をしているところでございます。

特に大原先生は私財等全てを町にご寄附いただきまして、文学館、大原富枝賞の継続、継承を強く望んでおられました。それに応えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（岩本誠生君）構成メンバー。

○教育長（大西千之君）すみません。委員の構成メンバーは、12名となっております、町内の文化財、あるいは教育関係者、そして県内の歴史関係の施設、あるいは図書館施設等の委員さんで構成をしております。

よろしくをお願いします。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）まだ現状分析という状況と、ちょっと受け止めたんですけども、それでよろしいでしょうか。

それと、先ほど言いましたように、これって、答申を求める会議なのか、そこで意見調整をしながら検討委員会としてまとめていくのか、すなわち、委員と各関係者、大原富枝文化館とかさくらとか、文化財を担当する職員、あるいは教育長とか、そういう間で調整をしながら結論をしていくのか、どっちなのかなって、いわゆる答申方式であれば、委員、関係者が説明をして、その検討委員会がこうしてほしいということで答申をしますけれども、これはどういう形の組織というか検討委員会なのか、ちょっと、もう少し詳しく説明を求められたらと思います。

○議長（岩本誠生君）答弁調整のために暫時休憩します。

休憩 14:49

再開 14:49

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）現在の状況は議員おっしゃられましたように、現状分析、各施設ごとの現状分析でございます。

そして、この会議の論議された内容ですが、答申をいただくと、取りまとめをいただいで答申をいただくということに考えておりますが、委員さんのご意見、そして事務局も出ておりますし、担当の施設の職員も出ておりますので、そういった実際に担当している職員の意見も参考にさせていただきながら、その担当の職員では分からない専門的な意見も、専門家の意見もいただいで、よりよい形の運営、あるいは展示方法の答申をいただけると、方針、大枠の方針になろうかと思いますが、そういったところで取りまとめをしていきたいというふうに、答申をいただきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）そこで、先ほどちらっと現状分析、あと、設置場所だとか運営要領も決めていただくというような話をされていました。

この中には、施政方針では改築という言葉が出てきていましたけれども、この答申の中には、新しい施設を造るのか、あるいは現存の建物を使って文化財だとか図書室、それか

ら今ある大原富枝文学館みたいなのを総合的に入れて、複合施設のされるというようなことも含めて検討されるのか、ちょっと答弁願えたらと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）施設につきましては、委員さんおりますので、例えば、どういった論議になるか、今の時点では分かりませんが、複合であったり、活用できる施設を活用する案であったり、そういったものが論議をされるのではないかというふうに考えております。場所につきましては、最近はそういった文化施設でも一定観光要素を持って、人の集まるどころとか、そういった話もございますので、一定、ここということではないですが、こういった人通りのほうが望ましいとか、文化施設の、現在の建てる場合の立地性とか、そういったところの提案は出てくるのかというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）こういった新しい総合型にしても何にしても、今より新しくなって運営方法も変わってくるというところで、単なる図書室だとか大原富枝文学館、あるいは文化財がただ陳列しているというだけではなく、やはりそれらの運営要領によっては産業化もできるわけですし観光化もできるわけですので、そういったことを含めて答申をいただけたらなと思いますけれども、目標としている最終答申といいますか、期限というものは、ある程度、例えばもう1年たっていますので、夏頃とか今年度中とか、いろいろ目標が選評の中にはあると思いますが、結論は大体目安としてはどれぐらいのところに置いているのかということと、それから、答申方式ですので、自由に委員の人の意見も当然、最優先的に尊重するべきところもありますが、例えば、場所なんかは新しく買ってというところは多分ないと思います。

だから、現在ある町有地だとかいうことを主体にということとは考えておられると思いますので、そういった最小限の条件というようなものはやっぱり示して検討していかないと、とんでもない方向に行く、あるいは産業化といいますか、観光地だとか教育の有効性とかいうことも含めた形で、各部局からある程度の最低といいますか、ある程度の条件が多分各部局によってあると思いますので、そういったことをまとめた上で、委員に、これはというところを説明をして審議をしていくのが、私はいいいことではないかと。ただ、フリーな状態で答申せよということになれば、なかなか収拾がつかなくなるんじゃないかなと思いますが、執行部の答弁を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）今回の委員会につきましては、一番重要でありますのは運営ですね、それから展示だというふうに考えております。詳細なところまでは行かないとは思いますが、大枠のやはり展示を作って終わりではなしに、動きのあるような、そういった運営にしていく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますので、そういった重要な運営部分について、かなりご意見をいただければなというふうに思っているところです。

それと、議員がおっしゃられました条件を一定示すべきだということなんです、そ

れにつきましては、すみません、もう少し研究をさせていただきたいと思います。あまり条件を話をしますと、場所であったりとか、ありきとかになってもいけませんので、ちょっと調整をして、委員会の中でも一定話をしていきたいというふうには考えております。運営委員としましては、動きのある運営をどういうふうにしていくのか、そして、単体なのか、複合なのか、そういったところも含めて協議を、ご意見をいただきながらまとめていきたいというふうに考えております。

○9番（永野栄一君）目安、答申の目安。

○教育長（大西千之君）すみません。答申のスケジュールをまだ作成をしておりません。4月にはつくろうというふうに考えておりますが、3回目の論議のときにかなり提案もいただきました。そして、もっと論議の間にもできることなんかも提案もいただきまして、そういう内容もございますので、あと、施設的には2か所の協議もするようにしておりますし、もう一回全体的なおさらいの会もありますので、できれば年内のスケジュールで一回たたき台としてはつくってみたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）大原富枝文化館については、基金2億ちょっとかな、で、ほかに大原富枝さんの遺志を継いで、運営費等で今回、大体年間400万ぐらいですかね、使っているみたい。そういったことも含めて、財政問題の件もあると思います。だから、委員の意見のある程度聞くのもあれですけども、いろんな問題もあるので、そういったことは意見出さなくても腹案としてはやはり担当部局は持つておくべきかなど。できるだけ、委員の要望に応じていくというふうなことであれば話は分かりますけれども、ただ、フリーに意見を聞いて、じゃ、それから考えようじゃ、なかなか整備計画も立てられないというか、つくれないということで、耐震化のない大原富枝文学館がずっと存続していくというような形になる。

そうすると、今日の東北大震災、黙禱、先ほどささげましたけれども、いつ起こるかも分からない、南海トラフ地震もあります。安心・安全、あるいは窮屈な展示室でなく、ある程度、スペースのある、見やすい、利用しやすい文化館、あるいは図書室、郷土文化館であってほしいと思いますので、ある程度の腹案というものは持ちながら、なおかつ柔軟に対応していくというような姿勢を見せていただきたいなと要望しまして、質問を終わりたいと思います。

まだ、答申の目安は年内ということで、慎重かつ大胆な意見が出れば、本当に本山町の活性化にもつながると思いますので、いい答申が来るように、委員の方にも期待を申し上げます。質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、9番、永野栄一君の一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩します。

10分間休憩します。

休憩 15:01

再開 15:13

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君の一般質問を許します。

10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）議長よりお許しをいただきましたので、10番、岩本誠生、一般質問をさせていただきます。

先ほど2時46分、皆さんとともに東日本大震災の哀悼の意を表する黙祷をささげました。ちょうどこの日は、私、東京におりまして、ビルの中で会議中でしたけれども、大きな揺れを感じて、これは大変なことになったということで、外に出てみますと、もう既に避難をする人たちが道にあふれて、その中に巻き込まれて、新橋から東京駅までそのままずっと人混みの中で流れていったことを覚えています。そして、そのまま帰られなくて、駅で、キヨスクで段ボールをもらって、一晩明かしたことを思い出しています。そういうことも、ちょうど帰って、本議会でのときに報告をしたことでもありますけれども、あれからもう11年になります。そのとき、ちょうど大西教育長も東京にいらっしやったという話を聞いて、これは本当に奇遇だなというふうに思ったものでございます。

さて、新町長になって、初めての私も一般質問でありますけれども、町長を子どもに例えてはいけませんけれども、昔より、かわいい子には旅をさせろという言葉があります。町長は5年の間、震災の復興に石巻で一生懸命ご活躍をされ、その大きな経験を持ち、人間的にも大きく成長されて、本町に帰ってまいりました。そして、本町のまさにかじ取りとして、先頭に立って、これから町政に取り組んでいくわけでありまして。そういう意味では、私としても、大いに期待をいたしているところでございます。

念頭の挨拶にも書きましたけれども、町長のよき先輩として、あるときには厳しく、あるときには優しく、まさはは是々非々の気持ちで、今後の町政のためにお互いの論戦をいたしたいというふうに思います。

今日、一般質問の通告をいたしておりますのは、4問を大項目で、4問でございますけれども、ほとんど同僚議員が町長の施政方針におけるそれぞれの抱負であったり、具体的な課題であったりと、また取組であったりを聞いておりますので、重複をしない範囲内で質問をしてみたいと思います。

特に、財政運営等についても、これ、もうちょっと時間をもらって、やりたいところでもありますけれども、これはまた別の機会に、今日、町長の財政運営についての意見は聞か

せていただきましたので、これはまた後にしたいと思います。それから、産業振興についても、下の産業振興の中に記載をしてありますので、それで答弁を求めたいと思います。

そこで、まず、新型コロナの感染の対策、地方創生臨時交付金、この使い方なんですけれども、実は、これは前町長からも、私は、どういうふうになっているかということで、いろいろ表にしたものを頂いたわけでありまして。前町長の方針としては、町財政面を重点的に施策として取り入れたと、こういう話で、いろいろと町の財政でふだんできないものをできるだけやっ払いこうという施策を列記されて、それで、それを実行に移してきたわけでありまして。そういう意味で、地域の支援だったりとか住民の支援、それから高齢者等への支援、様々な住民対策というものが、ちょっと比重的に少なかったんじゃないかなというように思うところであります。

今回、施政方針の中に示されておりましたように、プレミアム付の商品券を発行されると。その率が50%、5,000円で1万円のと、こういうことであります。これは多いか少ないかは、これは別といたしましても、そういう具体的な方針を出されておるわけでありまして。土佐町は2万5,000円をそのまま商品券として渡すということでありまして、比較してみますと、若干本町が軽いかないというような気もするんですけども、本町の政策としては、精いっぱいのところだろうということかも分かりません。

しかし、それでもやはり住民に対する施策というのは、若干少ない。そして、またコロナによって事業者等の貴重な収入源、そういうものの補填にはあまりつながっていないんじゃないかなというふうに心配するわけですが、町長、そこらあたり、臨時交付金の使い方、今後も含めて、もうちょっとそういう住民主体の方向へ切り替えていこうということをお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）10番、岩本議員の一般質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金についてご質問をいただきました。

令和4年度当初予算につきましては、農業や畜産や林業などの産業支援対策や、令和3年度で好評でしたスタンプラリーや、嶺北4か町村で取組を進めています観光キャンペーン事業などを取り組むことによりまして、商業施設の利用促進につながる事業として、事業化を計画いたしました。

また、一方で、近年のガソリンなどのエネルギー関連や食料品の値上げが、非常に住民の皆様の生活を直撃しております。そういうこともございまして、一方で、商店の支援にもつながるということで、プレミアム付商品券事業ということで、1人5,000円で1万円ですから、4人家族として2万円が4万円ですか、もし4人家族としたらですね、というプレミアム付商品券になりまして、そういった消費の物価高騰の支援とか、それはまた町内で使用されますので、商店街の支援ということにもつながるということで、この事業を考えたところでございます。

あと、学生の支援対策も、多分アルバイトなんかも十分できないだろうということもございまして、そういった学生の支援とか、学生に本宮町のものも送ろうではないかということで、事業化をさせていただいておるところでございます。

住民主体の予算執行じゃないといかんのじゃないかと、それはもうご指摘のとおりだというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）本町の施策については、施政方針の中でも出ておりましたので、理解はできておるつもりであります。

プレミアム付商品券の場合は、今言ったように、5,000円持っていかないと1万にならないと、こういう制度なんですね。よそでやっている1世帯当たりの2万5,000円の商品券というのは、そのまま2万5,000円が使えるということ。これは高齢者で年金暮らしの人たちが5,000円を、あるとは思いますが、なかなか大変だと、それを構えるのが、という人もいるかもしれない。

そうなってくると、どうしてもそこに格差が出てくる可能性があるという制度でもあるわけ。そこらあたりは、また十分、制度的にお考えをいただきたいなど。当然、4人家族ならば何人と、何ぼになると、それは単純な計算で分かるわけですが、あるにこしたことはないですが、そういう、持っていかないとこうならないというよりも、こちらから持っていくという一つの制度も考えるべきじゃないかなというふうに思いますので、ぜひともご検討いただきたいというふうに思います。

この件については、先ほど言いましたように、住民主体でまた考えていくという町長の意味もありますので、それはまた期待をいたしたいと思います。

次に、同僚議員も触れておりましたが、嶺北中央病院の一部給与の未払い問題、私、今日、町長の答弁聞きまして、今回、質問書に書いてありますのは、前町長は支払いをしないと回答している、その見解は現町長も同じですかという質問をしているわけです。ところが、もう既にこれに対しては、今の時点では、支払うということにはなかなかないと、検討はするけれども難しいということを、もう既に同僚議員に答弁をいらっしゃる。

しかし、その答弁の中で、私はどうしても納得がいかんことがあるんです。労働基準法の第115条の賃金の請求権、これが損害賠償と同じだという顧問弁護士の見解についてなんですけれども、私もそれを聞いて、いろいろ調べてまいりました。しかし、これはどうも無理筋があるんじゃないかと、その解釈に。というのは、賃金の請求権というのは、あくまでも、これ、金銭の債権なんです、債権。働いたことによって頂けるもの、これ、債権ですね、金銭債権。地方自治法における金銭債権を書いてあるのが、その特別法の支払いは基準法でやりなさいということで、115条に移っているわけです。それで、2年分というのが払えたわけです。

ところが、それ以上のものは時効にかかっているから払えないというのが、今までの見

解だったわけですね。ところが、時効にかかっている後の分については、これは損害賠償でということで請求が行っているわけですから、この損害賠償の分は、地方自治法にいう労働基準法の2年の分の公債権には当たらないんですよ、実は。あれは公債権なんですよ。労働基準法の2年分は公債権、公の債権として、もうこれはかちっと。それは公債権であるので、年を超えた分を支払うと、公金の不当支出になると解されるということ。これはこのとおりなんです。だから、前、書いている、これはそのとおり。

だから、そうじゃなくて、不法行為に基づく損害賠償は、これは民法の例によるわけですが、民法の例によるけれども、民法は、公務員にあつては国家賠償法で対応しなさいと書いております。国家賠償法というのは、民法の実は特別法なんです。町長、今日、おっしゃった労働基準法も特別法なんです。ところが、国家賠償法も特別法なんです、実は。だから、論理的には、地方自治法を受けて、労働基準法を受けて、そして労働基準法から離れた部分については民法、民法における特別法である国家賠償法を適用することは、何らおかしいことではないと、それに基づく損害賠償を求めることはおかしいことではないというふうに解されると思うんです。

そこらあたりの見解が、ただ話を聞いてきて、そうじゃとと言うのではなくて、その裏づけになる、やはり判例というものをやっぱり引っ張り出してこなきゃならん。どこに先生、書いちゅうんですかと、見せてくださいという、やっぱりものを持って答弁をしないと、顧問弁護士さんがこう言いましたというだけでは、やっぱり説得力に、我々に対しては、乏しいと言わざるを得ないと思うんです。

この問題については、私は実は前町長のときに、広島の高裁で判例があった。平成29年に判例があった時間外手当の分で、その時間外手当が、計算上、計算をごまかされたりいろいろして、不法行為によって支給がなされなかった。しかし、それは労働基準法の2年以上については、不法行為によって支払われなかったものだから、支払わなければいけないと、国家賠償法によって支払わなければいかんという判例がある。そのものを提供して、これは判例にこう書いてありますよという一つの質問をした経緯があります。

質問をするほうが判例を持って、こんなんじゃないですかという言うんですから、当然、答弁するほうもそれに対抗する手段として、いや、そうじゃない、こういう判例がありますよというて持ってくるのが当たり前であつて、顧問弁護士さんがそう言いましたというだけでは、その判例を覆すだけの私は根拠にならないというふうに思うんですが、町長、いかがお考えでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご指摘の件でございますけれども、実は、今、ご指摘受けました判例も示して、私も同じ解釈で、私はこう解釈するんだがという、弁護士に対して私の解釈を述べるというのはどうかと思いましたが、私も同じ思いがありましたので、その解釈で、それからこの判例も含めまして、顧問弁護士に相談をかけました。なかなか今ま

での判断を変更するまでの解釈にならないということで、これ以上の話はなかなかできないなというふうに思ったところでした。

先ほども、さきの議員の皆さんにも話しましたがけれども、何か糸口がないかなと、こういうふうに顧問弁護士が言うから、これで決まりやというふうには思っていないくて、そういった糸口がどこかにないかなというのは、ずっと帰ってきて、いろいろと副町長も含めて、いろんな判例なんかを探してもらっているところでございます。これでもう検討をやめるんじゃないくて、糸口を探したいというところは、正直でございます。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） 顧問弁護士の言う労働基準法における不法行為というのは、結局、労働基準法115条における賃金請求権ということを前提として、全額払いの原則というのがあるんですよね。56条と何かだったと思うんですけども。それが結局、全額払っていないということが不法行為であり、違法行為であると。だから、それは違法行為に基づくものを2年分払うのは損害賠償に当たるんだと、こういう解釈だと私は思うんですよね、聞いてみると。

ところが、そうではなくて、労働基準法的全額払いというのは、あくまでも労働基準法の中における全額払いという考え方であって、この給与の問題は、地方自治法のところから出ている金銭の関係。地方公務員も含めて。給料、公務員の給料という形で出てきているわけですよ。だから、どうもそこらあたりが、民間とそれから公務員というものがごっちゃになった解釈で言われているんじゃないかなというような懸念を持つわけです。

私は、この件については、何としてもやっぱり買ったものは払わないかん、払わないかんものは払わないかん、こういうやっぱり考え方にしないと、これをそのまま置いたんでは、職員の皆さんは浮かばれないと私は思う。だから、何としても払うほうを考えないかんので、今、これをずっと言いよったら、こればかりで終わってしまうから、この論議はとどめたいと思うんですけども、今言うたような形で、違う考え方も当然出てくるんだということを、これは考えた場合に、やっぱり専門家、労働法の仕事せんでも、専門です、確かに。だから、また違った形で見てくる人もいる。そういう人たちの意見も聞きながら、活路を見いだしていくという、やっぱり事をするべきではないかなと。

私、前の町長もそうでしたけれども、今度の町長も何としても払いたいという気持ちというのはあると思うんです。職員に対するものだからね。これ、任命権者であり、給与支払い権者ですから。だから、給与支払い権者が支払いたいという意思を示すためには、やっぱり何としても法律の根拠を見つけ出して対応していかないかんというふうに私は思います。

だから、この件は前にも言うたけれども、このままいくと、やっぱり病院の職員の皆さんが訴訟を起こさないと解決せんという問題になってくる。そういうふうな形で、町と職員が裁判になるようなことにならんように、何とかいい方法を考えなければいかんということで、私もこれからもまた、この問題については研さんを重ねてまいりますけれども、

町の執行部についても、なお一層勉強していただいて、これに対する回答を一日も早く出せるような努力をお願いしたいというふうに思います。よろしいですかね、この件はそれで終わります。

次、昨年、町が提起をいたしました新築資金に係る訴訟の件、これは既に請求書が渡されて、その請求書どおり償還がなされたと聞いています。年度内の償還という意味ですけれども、1年間。ところが、訴訟を取り下げたという話はまだ全然聞いていない。ということは、まだそのまま提訴されたままあるというふうになっていると思うんですが、これはどう考えてもおかしい。

同僚議員も昨日の質問でしていましたが、結局、提訴するために出す議案が専決処分になってなされた。そうしたら、その専決処分の承認を求めた場合に、全会一致で不承認であったと、承認されなかったと、こういうこと、本来はだから否決されたと一緒にのことなんです、否決された。それをなおかつ専決処分は承認をされなくても効力があるんだという形でやり抜いたという形で、ここまで来ているんですよ。

だから、これはやっぱり一回原点に戻って私はやるべきじゃないかなと。というのは、後から頂いた弁護士の訴訟の進行についてという文章があるんですよ、担当弁護士の。その担当弁護士のあれによると、主債務者、借主ということね、は、判断能力を失っている状態にあると考えられることに加えて、コロナで施設に入居されているので、面会禁止措置のため、債務承認を得ることができない状態であることから、訴訟に踏み切ったと、こう書いてあるんです。これ、判断能力を失っている状態であると考えられるということは、推量なんです、推量。かもしれないなんです。何々であるという断定じゃないです。だから、推量でもって、こういうやっぱり人を提訴するということについては、私は問題があると前から言っている。

支払うときの状況を、実は当事者に聞いてみました。そのときは、父親は、はっきりしとった。借っちゃうものは払わないかんき、払っちゃうけれども、払いに行っちゃってくれと、こういう言葉で、払うように息子はしたと、こういうことです、実は。だから、それであると聞いたら、弁護士から言われたのは、本人が払うてないから払ったことにならんということを、繰り返し、町のほうは話された。

だから、矛盾なんですね、おかしいでしょう、それ。振込とかなんとかいう方法でやっても、直接払いでも、それはもう本人の名前で来ちゃう請求書を本人が払ったら、本人払ったことになるというのが、社会通念上の常識やないですか、これ。それが常識として通っていないというところに、私は今回の問題点があったというように思うんですが、町長、いかがお考えでしょうか。これ、もう提訴、まだ訴訟、一回も行われていないと思いますんで、取り上げる用意があるのなら、早めに取り下げたほうがいいのではないかというふうに思うんですが、そこらのご判断はいかがでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長。



○町長（澤田和廣君）お答えします。

いわゆる本山町私債権の管理に関する条例に基づいて、債権と抵当権の確保のために提訴に至ったということで、客観的な手続も踏んで、そういうふうに債権と抵当権の確保をするという手続が必要であったという判断をしておりますので、現状で、今、提訴を取り下げる手続には入っておりません。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）だから、手続に入っていないけれども、金は既に支払われておる、支払う意思がある、時効の援用はしない。それで何で裁判をせないかん理由があるんですか。時効の援用をしないということは、その債権を認めているということなんですよ。ずっと払っていきますよということなんですよ。だから、時効はもう関係ないですもの、そうなったら。時効も何も関係なかったら、抵当権も当然、そのまま継続するのによね。これからまだ裁判するのに、弁護士料払わないかんということになってしまう。そこがやっぱり、問題があるんじゃないかなということを指摘しているわけです。もう一度答弁を求めます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）この件に関わりまして、昨年来、議員からのご質問もあり、お答えもこの場でしてきたところでありますけれども、これまでの議会のやり取りの中で、連帯保証人の方が、時効完成後に納付をされたという事実があります。ご指摘の内容での代理納付のことでありますけれども、代理納付の形式を取ったといたしましても、主債務者の意思に基づくことなくお支払いをされたということで、今回に至っております。

本人の意思に基づかない納付はできないと判断した理由といたしましては、平成23年5月19日以降、10年間納付をいただけていなかったことと、催告書を送付しても連絡がなかったこと、また、この時効前に親族の方から複数回話し合いを持ちまして、この対応について協議をしました。その際にも、ご本人様の納付についての判断については、確認ができないということで、ご親族の方から証言があった事実があります。そういうこともありまして、訴訟にせざるを得なかったということになります。

訴訟を取り下げるということになりますと、本件の訴えの提起を取り下げることで、町が持っております抵当権を失うということになりまして、支払いの約束を継続させるための担保、いわゆる抵当権を自ら失うということになり、支払いが滞った場合に債務確保ができなくなりますので、現在のところ、町有財産を守るという町の立場から、取り下げることはできないという状況にあります。

なお、現在の進捗状況ですけれども、3月3日に第1回の口頭弁論がありまして、お話し合いが持たれております。この後、手続を経て、この取扱いについては、3月の下旬に判断が出るということの連絡をいただいております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）では、一回、口頭弁論行われたと、こういうことであります。

先ほど総務課長は、連帯保証人が支払ったから代務支払いになるという話だったんですけども、息子さんが連帯保証人になっているんですけども、これ、非常に難しいですよ、そこらの判断が。親から息子さんが払うといてということで払ったのというふうに思っているものが、町の考え方はそうでないと、連帯保証人が代わりに払うたんだと、こういうふうに解釈していらっしゃる。ちょっとそこにも無理があるんですね、実は。親子関係から考えたら。結局、訴訟に持ち込む一つの方法として、私、ここへ弁護士が書いたのを持ってきていますが、本当に無理のある書き方していますよ、これ。

問題は、債務の承認がなされたら、文句ないんですよ、債務の承認。確かに借りてますと、だから少しでも払っていきますということであれば、時効が既に更新されていると考えるべきなんです。時効が更新されているのに、まだ訴えて、これでもかこれでもかという形でやろうとする、やっぱり形というのは、私は、性格的なものもあるんですけども、好まない、そういうやり方は。やはり住民のことを考えた場合には、ちょっと非常に胸が痛みます、それは。全然払っていなかったら、これ、別に払う意思ないやけん、それやったら裁判でやりなはれ。ところが、払っている、3月の末まで、納付書を持ってきたものを払っているという立証がされているわけですから。

これは3月何日かにまたあるということなんで、それを受けて、また6月のときに、また話でもいいし、何かの形でまた質問をしたいと思うけれども、やはりそこらあたり、さっきの給料の話じゃないけれども、法的にがちがちにやることも、それは大事なときもありますよ。だけれども、町長の言う情ということも、そこには存在していないと。法にかない、理にかない、情にかなう。人間生きていく上に、情が非常に重要な。そういうことなしの行政というのは、やっぱり冷たいなという印象を受けてしまう場合がありますので、支払うという意味が確認できれば、それでいいんじゃないかということが、私は一番いいのではないかと思います。あまり時間ありませんので、次、進みます。

次は、年金が非常に減少しちよる、0.4%程度、年金が減少しているということで、高齢者の生活がますます苦しくなっている。ここへもってきて、こないだからロシアの侵略によって、物価がだんだかだんだか上がる。燃料は上がるわ、費用でも、灯油もつけられないというくらい、灯油も上がっている。それから、大豆から小麦も、輸入品がぼんぼん上がって、これは物すごい苦しみを高齢者に与えるような現象になりつつある。こう考えた場合に、まさに物価の高騰、保険料等の負担増で、高齢者貧困時代を迎えるんじゃないかなという心配さえしているわけでありまして。このような状況で、さらに団塊の世代がどっと高齢者になってきます。75歳を超えてまいります。大変な時期になってまいります。

そこで、本町の高齢者対策として、今後、私は高齢化率が今、45%というふうに把握をしておりますけれども、社協と連携して、何としてでも高齢者のために安心して暮らせ

る、本山で安心して暮らせる体制をつくっていかないかんといいふうに思っています。そのためには、特に独り暮らし、独居高齢者が今、400世帯を超えているようですね、独りが大変です。

見守り装置をつけているのが78人というふうに聞いていますけれども、本当、見守りされている人は78人しかおらん、400人のうち。それから、食事サービス。食事もなかなか90を超えたりした独り暮らしの方がいらっしゃるようなんで、食事も守らないという状況。それから、連絡を取るのにもスマホが使えない、携帯電話がなかなか使えないとか、いろいろそういう。だから、今、高齢者に対するスマホ教室というのを積極的に町が取り組んでいる例があります。

こういうことも一つの高齢者対策としてやるべきだと思いますし、今言った高齢者への食事のサービス、私はこれのセンターをつくってもいいんじゃないかなと思うんですよ。高齢者用の配食センター、どこかの施設、今、空いている四季菜館でもいいですよ、ああいうところを使って、高齢者のためのお弁当を作って、そして配達してあげるということ、このこともやはり大きな、高齢者にとっては喜びになってくる、そう思いますが、そういう施策。

それから、現在、福祉サービスということで、福祉タクシーというのをやっていますね。この福祉タクシー、聞いてみると、料金は立て替えて、後払いになっているようですね。これ、高齢者、つらいと言っていますよ。後払いは、後でもらうのは。自分が払ったかないかんから。だから、何とかチケット、タクシーのチケットとかいうような形で対応できて、高齢者がそのまま使えるような方法でできないかなというように声も聞いています。まとめてなんですけれども、高齢者対策としてどのようにお考えか、町の考え方をお伺いしたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長（田岡明君）10番、岩本誠生議員の質問に対しまして補足答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、燃料費や物価の高騰、医療費等の負担増に伴いまして、高齢者の生活は今後ますます厳しくなると思われまます。また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題も目前となっております、本町における高齢者対策をどのように進めていくかというのが、大きな課題となっております。

その対策の考え方の一つとして、社協との連携強化のご提言をいただきましたが、まさにそのとおりであると考えております。保健センター内にあります地域包括支援センターと社協においては、多くの福祉専門職が働いておりますが、現在でも相互に連携を図りながら、要配慮者、高齢者の情報共有や研修会等を通じた自己研鑽に取り組んでおります。

今後は、貴重な福祉人材が力を合わせて、より効率的で効果的な取組を進めていくことを検討しておりまして、国のほうでも推進しております重層的支援体制整備事業の活用を

よりまして、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備、その構築を目指しております。将来的には、そのような体制が構築されることによりまして、生活困窮等の課題を抱える高齢者に寄り添って、課題解決を試みる活動がより進んでいくと考えておりますので、まずは体制づくり、そして先ほど事例を挙げていただきました点については、そういうサービス向上に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） その必要性ということについては、ご認識をいただいているとよく分かりました。具体的にどうするかというと、これからいろいろ検討していくということなんですけれども、早速に福祉タクシーの後払い制度というのは、規定か何かあるんでしたら変えるなりして、高齢者に負担がかからないような対応を考えていただけませんか。これはそんなに難しい問題じゃない。制度的にちょっとやれば変わるものですから、それをぜひ後払い制をチケット制にするとかいうふうなことで、対応をしていただきたいなというふうに思います。

それから、町長、町長のところへまだ伝わっていないかもしれんけれども、今の配食サービスというのは、非常に今、独り暮らしの高齢者が大変、やっぱり食事を自分で作ったりいろいろ3食全部作らないかんですから、例えば夕食だけとか、昼ご飯だけとかいう形で、中には社協がちょっとやっている例もあるようです。それから、ミニデイとかいう形で来ていただいて、昼間は一緒に食べている例もあるようでありますけれども、何とか配食サービスを、これ、雇用の場にもなるんで、社協とともに対応していただきたい。

今、社協がちょうど人を募集しているんで見てみたら、いろいろ配食だとかなんとかやるのに、1名しか募集していないんです、1名しか。1名で果たして何できるかなと思うんです。もうちょっとやっぱり充実した形でやろうとすれば、何人かでぼんと、センターをつくるから何人かというような形で、ぜひとも高齢者の福祉がより向上するような形でお願いをしたいと思います。

まさに人口の問題が今日も出ていましたけれども、若い人たちもどんどん、赤ちゃんも育ってもらわないかんけれども、どうしても高齢者の人が長生きしちゅうから、高齢者で本山町は、よその言葉ですけれども、もっているということになります。先ほど9番議員が、本町の2月28日現在の人口が3,314人と、これ、登録人口なんですね、登録人口。登録人口というのは、実は住民基本台帳に載っている人数のことでしょう。高知県が発表しているのが、推計人口を発表していますね。それによると、2月1日現在で3,152人なんですよ、3,152人。大豊も3,100ぐらい。土佐町が3,400か300かです。本山町、だから住民基本台帳でやる登録人口と推計人口の乖離、幅が約200人ほどある、200人。ということは、実際は、ひょっとしたら、この200人は名前だけで人がいないんじゃないかというふうに推定されるわけです。そうでしょう。推計人口というのは国調を5年ごとにやった、その国調の人口に当然これは追わないと思います。

それで、あと住民票の移動の加減をプラスマイナスしもって、推計していた人口のことなんですから、大体、ほぼ現実に近い人口が、この推計人口で出ていると。言うならば、3,100という数字は、もう3,000割れを目前だと。実は推計人口です。非常に危機感を感じるわけです。

あと二十数年したら、2045年の推計人口を見たら、1,985人なんですよ、本山町は。土佐町がそれでも2,300何ぼおりますね。2,300。それから、大豊が1,195人、大川が143人というような形で、非常に人口が各町村とも落ち込んでくる、嶺北も。だから、人口対策、過疎対策としきりに言っているわけですけども、この中に、先ほど申し上げた高齢者がたくさん含まれている。その人たちの福祉をこれから考えていかなければいけないと。当然、若い人たちの将来に向かっての対応も、これは絶対必要ですよ。子育て、様々なことが必要です。

しかし、高齢者がこれから100年時代を迎えるに当たって、どのような形で人生を、残りの人生を楽しんでいくか、私も後期高齢者のど真ん中にいる人間ですけども、人生をどうやって本山町で楽しく暮らしていけるかということは、やはり政治の根幹にかかってくると言わざるを得ないと思います。ぜひとも高齢者対策については、本腰取り組んでいただきたいと思います。町長の考え方をお伺いしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご指摘の、まず福祉タクシーの関係、これ、タクシー業者との連携もありますので、ただ制度を改善できないかということは、検討したいと思います。それから、配食のサービス、私も実は2月でしたか、民生委員・児童委員定例会というのがありまして、それに出ていましたら、やはり配食の件が民生委員さんの中からも出ておりました。その中で、やっぱりコンビニのお弁当を購入されたりということで、野菜不足とか、そういうことも心配されるんだということを民生委員さんから話を聞いて、ああそういうことかというふうに思いました。配食についても、検討させていただきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）それでは、次へ進みます。

次は、前に、これはお願いしました安全・安心のまちづくりのための再犯防止推進計画の策定であります。これは県からの指導もあって、地域の福祉計画に取り入れていくということで、作業が進んでいるのではないかと思うんですが、平成30年度中に取り組むということでありました。当然、罪を犯した人たちが立ち直るための就労支援、それから就業の機会の確保、住居の確保、福祉サービス、こういうものの提供を、地方公共団体として支援をしていくということです。

20年前は200万件的刑法犯罪がありました、200万件。現在は何と56万件に減っています。4分の1、刑法犯が。それだけ再犯防止とか防犯意識が強くなったということなのかも分かりません。それから、景気も、経済状況も影響すると思うんですが、非常

に少なくなっている。一気にここでやはり犯罪のない明るい社会をつくるための方策を考えなければいけない。

そのためには、県を中心として、県下の市町村が再犯防止推進計画を地域福祉計画の中に取り入れています。本山町はまだだと思っただけですがね。大豊町がすぐやるようになっていきます。県下的には大豊は早いほうです。本山も負けんようにと思って、私、早うにして早う出せって、この前から言いよったんですが、ちょっと遅れているようではありますが、ぜひとも近いうちに取り組んでいただきたいと思いますが、町長でも担当でもいいですが、答弁を求めます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

健康福祉課長、田岡明君。

○健康福祉課長（田岡明君）10番、岩本議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

再犯防止法に基づく県の再犯防止計画が平成31年3月に作成されて以降、各市町村のほうにも、計画策定が努力義務化されたところではありますが、先ほど議員のほうがおっしゃったとおり、高知県下につきましては、令和3年11月1日現在で3市町の策定済みということで、取組が遅れております。

本町におきましても、国の示します七つの重点施策への対応に向けた検討や議論が十分進んでおりませんで、現在、計画の策定には至っておりません。なお、現在、資料収集を進めながら、計画の素案づくりのほうには着手をしております。その中で、計画の内容が、就労や就労機会の確保、住宅の確保、学校との連携等、他部局にも幅広く及ぶということになっておりますので、今後は、実効性のある計画としていくため、素案の作成を進めながら、また各課の連携、調整に入っていきたいと思っております。

なお、国の策定しました再犯防止推進計画が、令和4年度が最終年度ということになりますので、令和4年度中の策定を目指して、現在、取り組んでいきたいと考えております。また、議員におきましても、またご支援、ご助言をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ぜひともそういうことで、令和4年の策定を目指して頑張ってください。ちょうど私、県の再犯防止推進協議会の今、委員をやっておりますので、県の動きとか、それから他の町村の動きもよく分かっているつもりでありますので、また何か参考になることがあったら、申し出ていただいたら、お話をさせていただきたいと思いません。

次、大項目の教育関係に移ります。

嶺北中学校の体育館なんですけれども、これ、令和5年度をめどにというご答弁をいただいておりますので、そういうことで既に計画等のことも考えていると思うんですが、まずは財源、それから用地、そのような具体的なことについてどのようにお考えなのかとい

うことを、ちょっと聞かせていただいたらと思いますが。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）10番、岩本誠生議員の質問に対し、答弁を申し上げます。

嶺北中学校の体育館整備についてでございますが、中学校においては専用の体育館がない中、生徒や教職員には、急な教育活動の変更による体育館の使用や生徒集会、部活動において不便をかけています。令和4年度、中学校の体育館整備の計画を進めていくというふうにしております。

まず、財源確保に向けて、国等の補助金について県と協議を進めていきます。体育館として整備するに当たりまして、整備資格面積、補助対象面積の確認をするとともに、整備する場所により、工法や一定面積なども関係してくると思いますので、場所についても早期に協議を進めていく必要があると考えております。

整備場所につきましては、嶺北高校の敷地内で整備ができればと考えておりまして、高校のほうの学校長には事前に協議をさせていただいておりますが、場所の選定、あるいは手続につきましては、所管する県担当課と協議になりますので、早い段階からそちらとも協議を行っていききたいというふうに考えております。

なお、国等への協議は、令和4年度に入りまして早い段階で始まると聞いておりますので、学校等の関係各所と連携をして進めたいと考えております。

以上、答弁とします。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）よく分かりました。

その計画で精力的に進めていただきたいというふうに思います。

次、大原文学館の件については、先ほど同僚議員が検討委員会等の問題についても話をされておりましたけれども、大原先生のご遺志を生かして、素晴らしいものができるようにしなければいけませんし、そういう検討委員会で様々な意見を集約した上で、やはり建てる前にはやっぱり実行委員会方式が、私はいいんじゃないかなと思うんですよ、建てるものについては。検討委員会はいろいろな角度から意見を聞いて、大まかなことを計画し、そして、建てる段階は、細かいことを詰めていく実行委員会方式というものがいいんじゃないかと。それがよりよいものを造り出す一つの方式じゃないかなと思いますけ、ぜひともこれは参考までに。この件については、答弁は要りません。

次、早明浦ダムの建設による遊泳対策として設置された町民プール、第一プールは既に使用不能という状況でお聞きしています。第二プールは現存をいたしておりますが、その第二プールもかなり古くなっておりまして、いろいろ修繕を加えておりますけれども、聞いてみますと、これ、タイルと書いていますけれども、タイルじゃないようです。プールの底面は厚い塗装になっているようです。塗装、それが剥げているということなんで、これは、今度泳ぎ始める頃までには、何とか応急的にも対応しておいていただきたい。結構、

利用者が多いので、1日15人以上は泳ぎに来ているということもありますので、プールの点検、補修については、ぜひともご配慮いただきたいというふうに思います。これもお願いでありますので、答弁は要りません。

4番目、高校魅力化プロジェクトの取組について、関係町村に温度差があるのではないかと、これは私の疑問なんです。本山町、土佐町、それから大川、大豊、やはり学校のある本山町と土佐町が主体になって、今、高校の魅力をやっておりますけれども、この両町でも温度差があるんですね。温度差がある、実は。

前の町長のときも言いましたけれども、管外からの受入れのあれについても、本町は10名以上超えても、宿舎を提供してでも、また世話させていただいても、とにかく10名以上も受入れはいいよということ言うんだけれども、土佐町ではなかなかそうは言わない。10名だと。あとは別に関知しないというような言い方をされているようなので、本町としては、やはり私は10人にこだわる必要はないというふうに思います。もっとたくさん取っていただいて、下宿なり、いろいろ世話させていただいて、より嶺北高の充実を図っていくということが必要かと思う。

今回、それで、嶺北高には32名の地元の人と、12名のよそから、管外から来られる方がいて、44名、一応入試を受けられたと聞いています。これが14日でしたか、合格発表があるようでもありますけれども。ところが、進学率、連携校からの進学率の問題なんですよね。これ、65%程度のようなですね。この間、梶原の学校でいったら、84%ぐらいいるということなんです。この違いって一体何だろうかというふうに思います。少なくとも75%ぐらいは、何とか地元の中学から地元の高校へ行っていただけるような状況を、みんなで作って出していったらいいんじゃないか、そのためにはやはり嶺北高校の魅力化ということが重要だと、私はそう思います。

そこで、前から言うように、野球部の復活をということで、野球部をこの4月から何とか復活できればいいねというようなことを前にも言っていたんですが、野球部のある土佐町からは2人、梶原へ行って、それからあと別の2人は市内の野球部へ行ったということで、嶺北高には来ないということで、なかなか嶺北高の野球部の復活というのはちょっと難しいんじゃないかなと、まだ同好会置いとかないかなのじゃないかなというようなことも心配をされている状況です。

どうか教育委員会のほうでも、何とか地元に残れる子どもたちをたくさんつくっていただいて、そして嶺北高を盛り上げていくということで、何とか今言った65%を70%から75%に上げていくぐらいの努力を、先生方にも、また保護者の皆さんにもお願いをしていくような方向を期待をいたしたいと思うんですが、本町の考え方を聞きおきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）自席でお答えします。



魅力化につきましては、岩本議員が言われたとおりでございますので、嶺北高校の魅力化の取組につきましては、本山町としてもさらに高めながら、嶺北高校への進学率を高めていきたいというふうに考えております。

なお、本山町がたしか今年、19名試験を受けたということで聞いておりますので、70%を超えているということで、本山町としてはなかなかいい形で進んでいるんじゃないかと。ただ、連携ですので、隣町とも、今後とも進学率につきましては、また魅力化の一つの目標としておりますので、高校と連携をして、それぞれ中学校への嶺北高校での取組の紹介、こういったものを続けていきまして、進学率も上げていきたいというふうに考えているところでございます。

野球部につきましては、現在、3年生が卒業しますので、部員としては6名でございますので、この4月以降の入部によりこういった人数になるのか、そこに注視をしているところでございますし、中学校におきましても、今後、クラブ活動、先生等の体制の問題もございしますが、協議を進めていながら、子どもたちが伸び伸びと活動できるような体制、環境づくりを進めていきたいというふうに考えております。

答弁とします。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）嶺北中学から70ということで、非常にありがたいことです。土佐中のほうからももっと来られるように、またお互いの調整をお願いしたいと思います。

野球部が6人ということで、もし、これがあと四、五人入っていただいて、1チーム分つくれるということになれば、この前話したように嶺北高野球部復活と、55年ぶり野球部復活という特番も組んでくれるというお話をこの前したんですよね。特番っていうのはテレビ放送で。そこまでの話が進んでいるんですけども、もし足らなかつたらオジャンになってしまうということで、何とか野球部が復活できるように、今後、我々も頑張ってまいりたいというふうに思っているところです。

それでは、次、防災・減災対策に進ませていただきます。

南海トラフの大地震、今日も町長言っていましたけれども、70から80、もう既に80だということで、みんな認識を持っているようである、そういうふうに新聞では報じられておりますが、来るぞ来るぞという言うけれども来んから、なかなか危機感がないと。狼少年みたいなもので、来るぞ来るぞいうてもなかなか来んから、いつ来るやら分からんうちに、突然来るというようなことになってしまうわけですが、危機感がなかなか高まっていないというふうに言われていますけれども、これは常に、いつ起こるかも分からないという危機感を持って対応していかなければいけない。そのためには、本町にあっても、100%組織されている自主防災組織の積極的な強化を図っていかないと、必ず備えが必要であるというふうに私は思います。

そこで、以前にも取り上げたんですが、感電ブレーカー、感震ブレーカーとも言うけれども、地震が来たときにブレーカーが自動的に落ちると。これは火災を防ぐということで

は、有効な手段。阪神淡路は内陸型の地震でしたから、ほとんど火災でやられているんですね。崩壊した家もありますけれども、火災。地震が起こった後、ガスが通ったりいろいろしたときに爆発する、それから火災によって、長田町辺りがべったり消滅してしまったということもあります。

ですから、このブレーカーを高知市が全戸に配っているんですよね。高知市がブレーカー。これ、3,000円程度なんです。それで、やっぱり防災対策として、ある程度こういうことも含めて、各戸へ配ることによって、より関心を増す。もし震災になったときに、自動的にブレーカーが落ちますよ。だから、もし帰ってきても、火災になっていないということなんで、避難をしても。また、後、電源入っても心配ないというような状況で、これやるために、ブレーカーが下りるようにしとかないかん。

これ、ぜひとも、県の補助金もあるという話ですから、ぜひ調べていただいて、各戸に配布できるようにしていただいたら。もう全額補助でいいと思うんですね、3,000円ぐらいやったら。そういうこともひとつ検討していただきたいというふうに思いますが、まずは防災担当のほうから所見を聞いておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）10番、岩本議員のご質問にお答えをいたします。

県では、高知県住宅耐震化促進事業費補助金の要綱を見直しする中で、家具等の安全対策支援事業、この補助対象経費の中に、議員がおっしゃいました感震ブレーカーの設置に要する経費を盛り込むということが検討されております。

議員のほうからもありましたとおり、このブレーカーはいろいろタイプがありまして、地震の揺れを感知して遮断する、あるいは、おもりの落下によってブレーカーを落とすということで、火災の防止に役立つというものだそうであります。国・県の補助が得られる事業であります。全戸に配布する等々も含めまして、県の要綱が制定されましたら、速やかに制度設計をしていきたいと考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）非常に明快な答弁で、ありがとうございます。そう言うてもらったら、気持ちええですね。検討します、何とかじゃなしに、すぐ取りかかりますぐらい言うていただいたら、質問のしがいがあります。ありがとうございます。

そこで、次に、この前、本山町のお計らいで、地区防災計画の策定に関する講習会を、日本防災士会のコーチ、私の仲間でしたけれども、その人たちが来て、プラチナで研修会を行いました。非常に各自主防災会のほうでも参考になったということで、話が出ておりましたが、今度、自主防災会単位で、何とか町のほうからの音頭を取っていただいて、地区防災計画を各戸それぞれ特徴のある、条件が違うわけですから、そこで地区防災計画が自主防災会単位で備わっているということは、非常に重要なことだと思いますので、そういう啓蒙もぜひともしていただきたいし、この間講習を受けた人たちは、もうやり方等に

についても分かっているでしょうし、それからまた、それに対するテキスト等もありますので、ぜひとも地区防災計画の策定について積極的に取り組んでいただくように対応していただきたいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）お答え申し上げます。

地区防災計画の必要性は、私も認識をしております。やり方といたしましては、まず、モデル地区を設定をして、なかなか一遍に全部をとすることは困難だと思っておりますので、モデル地区を設定して広げていきたいと考えております。その際には、防災士会の方のご協力も得ながら、令和4年度には取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。

それでは、防災・減災対策については以上とさせていただいて、最後の質問であります産業振興と観光対策についてお伺いをいたしたいと思っております。

私、町長の施政方針が出る前に、これちょっとつくっておりましたもので、町長がもう、ここの1番の回答は施政方針で言うてもろたというふうなことになっておりますけれども、一応質問をしておりますので、内容はこうだったということを言いたいと思うんですが、ご案内のとおり、いろいろな条件で畜産なんかの飼料の高騰、それからコロナ禍の影響によって、畜産業が非常に経営的に苦しい状態になっておると、これはもうご案内のとおりであります。

そこで、隣町、隣町いうたら土佐町か大豊ですけれども、土佐町です。土佐町ではそういう救済措置として、町独自で助成金、支援金を支給することを検討しておるといいますんで、もう議会では検討されているんだと思っておりますが、この助成金というのは飼料、餌ですね、飼料に対する助成だと聞いています。

町長は、この飼料を現物支給するということを、施政方針で述べていらっしゃる。現物支給というのは、畜産農家にとって一体どうなんだろうかと。現物支給でいいのだろうか、それとも支援金でいいのだろうか、そこら辺、ちょっと私も分からないわけではありますが、現物支給になってくると、何かビーフジェットとかモリモリとかいう名前があるようですね、何種類か種類があって、どれをどういうふうにするのかというのは、現物支給ですからもらわにや分からんと、こういうことになるわけですが、なかなか畜産農家では飼いが難しいと、与え方が難しい。普通は粗飼料というて、草とか、サイロで密閉して発酵させた飼料とか、干し草なんかを与える、これが主なものであるようではございますけれども、今回は濃厚飼料というらしいですね。濃厚飼料。子牛が成長するために必要な栄養素、すなわち炭水化物やたんぱく質等を多く含んだ栄養価の高い飼料であると。それを子牛に食べさせて太らすということのようであります。

そこで、現物支給という考え方、これはやっぱり畜産農家の人たちの希望でそういうふ

うにされたのでしょうか。そこらあたり、ちょっと。それから、やるとすれば、250万ぐらいの予算を今度計上されていると思うんですが、どういうふうな支給の仕方をしていくのか、ちょっとその辺教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）10番、岩本誠生議員のご質問に対してお答えをいたします。

今回の予算でご提案をさせていただいております畜産の件でございますが、令和2年度以降、本町では、コロナ交付金を活用した畜産農家支援といたしまして、取引価格の下落等の影響のあった農家に対しましては支援金を交付しており、引き続き、4年度も同様の対策を講じる予定でございます。

さらに、今年度は、新たな繁殖農家支援策として新たな事業を創設する予定でございます。具体的に申し上げますと、町内の肉用牛農家が飼育する繁殖雌牛、過去3年間の平均が138頭であります。同じく年間の平均出産頭数は91頭で、年間に子どもが産まれる生産率は66%となっております。本来、牛は1年1産できる家畜であり、子どもの産まれる産子生産率というようにございますが、産子生産率を向上させることが経営の安定につながると考えられます。

そのため、町内肉用牛の農家の産子生産率を向上させるための支援を今回行い、畜産専門農家の経営指標である85%を目指すために、今回、繁殖雌牛を対象にした濃厚飼料の給付事業を実施するものでございます。

具体的には、母牛出産後の3か月間に濃厚飼料を与えることによって、子牛の繁殖率が向上するというデータ結果に基づきまして、対象農家に対して飼料の給付を行う、新たに実施するものでございます。

先ほど岩本議員ご質問の中で、現物給付にというお話がございましたが、そういったことで担当課としては考えております。特に畜産農家のご意見をお聞きした上でのことではないんですけれども、濃厚飼料が母牛に与える飼料ということで、ある一定、限定をされるのではないかとというようなこともあって、3か月間、飼料を農協を通じて給付する。給付の仕方につきましては、農協さんをお願いして、産まれた畜産農家へ直接配送していただくとかいうような形で実施できればなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）そこがちょっと分かんのですよね。畜産農家の意見を聞いて現物支給にしているのかというふうに思ったら、そうじゃなしに、こちらから現物支給というふうに決めたと、こういう。現物支給というのは非常に難しいんですよ、実は。牛の体に合わない濃厚飼料があると。実はこれを質問する前に、私ちょっと獣医さんにレクチャー受けに行ったんですよ。何回も聞くから、もう聞くなというて向こうが言うくらい聞いて

たんです、何回も聞いた。やっと頭に入ったのが、今言った濃厚飼料というのはこういうんだということが分かった。

しかし、これを、もし現物支給をして、牛が病気になったりいろいろしたときの問題は、どうなるんだろうかということも、実はちょっと頭よぎった。むしろ、畜農家さんが使いゆう飼料を買ってやるのを補助金のほうが、むしろ町としては安全策やないかなと思ったりもするんですけれども、現物支給にこだわるということについては、ちょっと問題かなと思ったりするんですけれども、そこらあたりどうなんでしょうかね。これは、私、牛を飼うてないものですから、詳しいことは分かりませんが、そういう経験のある方は、いや、現物支給のほうが何ぼうれしいや分からんというのか、いや、うちの与えよる濃厚飼料にその支援金をいただいたほうがずっといいという意見を持っているかもしれないし、そこら辺はどうなんでしょう。そういう検討はなされたらいかがかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）なお、畜産農家等とも協議をさせていただきます。不必要な飼料をお配りしてはいけませんので、それはもうなお一層の検討をさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）分かりました。

不必要なものは、これはとんでもない話になるけれども、とにかくそういう問題が起こらないように、畜産農家の皆さんが、あ、これはありがたい対策だと、対応だと思っただけのようなことをやっぱりするためには、意見を聞いて、支援金にするのか、それとも現物にするのかということを、またお考えをいただきたいと。取りあえずそうやって支援をしていくという姿勢は、私は高く評価したいというふうに思っております。

次、いきます。もっと牛のことは習うてきとんじゃけれども、あんまり言いよったら時間ないから。

次、いきます。

次は、昨日、ちょっと同僚議員の方から出ておりました本山城、展望台を私は前から、本山城は山城やったと、山城ログハウスみたいなんで造って、展望台を造って、本山城を復元というような形でちょっと売り出したら、観光面でもええんじゃないかよということを書いてきました。そうしたら、前の教育長は、とにかく中に何が埋まっちゃうやら分からんけ、とにかく調べてみにやいかんと、とにかく掘ってみないかん、掘ってみないかんと、ホヤンと掘ったようでありますけれども、その後、掘った後、どうしたらええのか、どういうふうにするのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）自席でお答えします。

山城を活用するに当たりましては、城跡の残存状況、あるいは山城として機能した時期をつかみ、文化財として後世に伝えていくために試掘調査が必要ということで、令和2年度におきまして、高知県の専門家に指導を受けまして、町のほうで第1次試掘調査を実施しました。試掘では、並んだ石の列や江戸時代の瓦片が出てきています。出土の瓦から、江戸時代に何らかの施設に転用された施設があったのではないかというふうな想定がされるところです。

これからの取組でございますが、この試掘調査で十分城跡の調査ができていのかどうか、ここが重要なところでございまして、周辺の試掘が必要かどうか、専門家に来ていただいて、現地で協議をしたいというふうに考えております。その結果、試掘が必要であれば、また町のほうで試掘という準備もするように考えていきたいと思っておりますので、専門家との協議ということで、令和4年度に入りまして、早期に進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）また掘りますか。かなり掘ったと思うんですけどもね。いつまでたっても、山城の構想が先に進まない。確かに文化財、それから歴史を知る上において、何が埋まるとかということの研究することは非常に大事なことです。しかし、いつまでもそればかり続けておると、もうそれで終わってしまう。

今、みんなが本山城の復元を、山城を観光に使ったらどうという機運が上がっているところで、やっぱりタイミングよくやるということも一つの大きな方法かなと思いますんで、もし専門家がやっぱり掘ると言ったら、いやいや、もうあんまり掘らんといてくださいというぐらいのことを言うて、何とか山城を観光面でも生かす方法を考えていっていただきたいと。それは後の協議を待つとしますけれども、教育委員会としても、前向きにそういうことで進んでいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

次、進みます。

次は観光面でありますけれども、土佐町が森林公園をキャンプ場にしたいとかいうような形、それから、カヌーということで早明浦ダムを大いに活用して観光に生かそうとしております。これは隣町が栄えるということは、うちも栄えることだと、これは喜ばしいことでありますけれども、うちも栄えにやいかん、やっぱり。うちも栄えるためには、何らかの手を打たなければいけない。当然、アウトドアビレッジがありますんで、そこを中心にして様々な形が今後展開されてくると思うんですけども。

この間からずっと見ています、住民の方からもご連絡をいただいて、見に行ったりいろいろしたんですけども、寺家の三つの河川が合流するところに、カヌー庫がありますね。カヌー艇庫があります。あそこの周辺がキャンプ地として非常にいいんじゃないかと、キャンプ、いうことで見てくると、非常にいいんですね。それから、炭窯を造ろうかといった私有地も、あそこら辺りも借り上げたりしてやれば、かなり川から離れていますけれど

も、川と親しめるような雰囲気があるということで、あそこをキャンプ場というような形で整備をするのはどうかという構想が生まれているわけです。そうすれば、汗見川のあそこで泳いだりとかいうこともできるし、様々なものができる。

そこで、キャンプ場の可能性は、何とか近いうちに対応していただけんやろうかということと、それから吉野小学校下の遊泳場、あそこも前から、去年もどっさりいてました。だから、これは更衣室とかトイレとか造れとか言いませんけれども、恒久的なものを言っているわけやないんですよ。あそこへ、場所がないのに更衣室を造ったり、だから例えば、トイレはあそこの吉野運動公園のトイレを使用してくださいとかいうような看板を立てるとかいう形で案内板を作る。それから、もし日陰がないんだったら、日陰やるようなパラソルを立てて日陰をつくってやるとかいうような、お迎えする、おもてなしの気持ちというの、多少はあそこら辺もしておく必要がある。そうしたら、私たちが歓迎してくれよるんだなという気持ちがあって、よそからどんどん来てくれる。この前、何か有名な人が来て汗見川でやったんで非常に有名、高知市内で知っていますよ、汗見川。夏、汗見川へ行きたいという人が大分おります、聞いてみると。

だから、ぜひともその機会を通じて売り出さないかん。本山町は売りが下手やと言われてはいますけれども、どんどんそういうことを捉えて、お客さん呼び込む。モンベルさんがどんどん呼んでくださっているんだから、本山町もそれに付随して、使えるものは使って、お客さんにどんどん来ていただく、本山町に訪れていただくということも、観光として大きな私は手だてじゃないかと思えます。これについての対応をお聞きしておきたいと思えます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

まちづくり推進課長、川村勝彦君。

○まちづくり推進課長（川村勝彦君）岩本議員のご質問にお答えをいたします。

私も、この質問を受けまして、現地へ行って確認もしてまいりました。現状では、カヌー艇庫から河川敷にかけては、町が購入し、町立となっておるということでございます。先週でしたか、見に行ったときにも、もう既に草もきれいに刈って、そのままでも十分キャンプ地として活用できるんじゃないかというような、新たに手を加えなくても、そういうような判断で帰ってきました。

それと、これは確認しますと、トイレも常に開放しておると、お水もずっと蛇口もあって、キャンプには特に川の水を使わなくても、支障のないような状況になっておりますので、特に新たに手を加えなくても、あの広場を、現状では帰全山公園と冬瀬のキャンプ場があるわけですので、それと一緒に何らかの形で広報するとかいうような形でPRしていったらというふうに考えておりますし、ただ、ちょっとした流し台みたいなものが設置できれば、そういったものをちょっと置くだけでも、また利便性が向上するのではないかというふうに思っただけで帰ってきたところです。

それと、吉野小学校周辺の河川の件でございますが、これにつきましては、従来から、

遊泳場とすぐ近くに吉野運動公園のトイレもございますし、そういった形で、今、岩本議員がおっしゃられたように、おもてなしの気持ちも込めて、誘導する何らかのトイレなり看板表示なんかは、夏のシーズンに向けて検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。

早速に現地を見た、行っていただいたということでもありますけれども、ちょうど近くに民家もございます。だから、やはりあそこの環境を整備するということは、民家の人たちにも喜んでいただけるということもありますので、あそこを整備して、夏はたくさんの人たちが来ていただけるということも、大きな意味があるというふうに思います。

ということで、走り走りでありましたけれども、通告をしてありました質問は全て終わりました。澤田町長におかれましては、初めての一般質問ということで、大変お疲れになったことだろうと思います。私はまだ疲れておりませんので、時間があれば何ぼでもやりますけれども、時間が来ましたので、これで終わりたいと思いますけれども、そういうことで、初めての一般質問、皆さんの意見を十分聞いていただいて、今後の町政に生かしていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。終わります。

○副議長（澤田康雄君） これをもって、10番、岩本誠生君の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

議長交代のため、暫時休憩します。

休憩 16:49

再開 16:50

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君） 以上をもちまして、通告を受けておりました一般質問は全て終わりました。

これで本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時50分 散会